

令和4年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和4年9月8日(木)

午前9時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第58号 永平寺町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 2 議案第51号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 3 議案第52号 令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算  
について
- 第 4 議案第53号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第54号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算  
について
- 第 6 議案第55号 令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第56号 永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する  
条例の制定について
- 第 8 議案第57号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 酒井圭治君
- 2番 長岡千恵子君
- 3番 川崎直文君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君

- 10番 齋藤 則男 君
- 11番 上田 誠 君
- 12番 松川 正樹 君
- 13番 楠 圭介 君
- 14番 中村 勘太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合 永充 君
- 副 町 長 山口 真 君
- 教 育 長 室 秀典 君
- 消 防 長 坪田 満 君
- 総 務 課 長 吉川 貞夫 君
- 契 約 管 財 課 長 竹澤 隆一 君
- 防 災 安 全 課 長 吉田 仁 君
- 財 政 課 長 森近 秀之 君
- 総 合 政 策 課 長 清水 智昭 君
- 住 民 税 務 課 長 原 武史 君
- 会 計 課 長 欠 席
- 福 祉 保 健 課 長 木村 勇樹 君
- 子 育 て 支 援 課 長 補 佐 菅原 寛晃 君
- 農 林 課 長 黒川 浩徳 君
- 商 工 観 光 課 長 江守 直美 君
- 建 設 課 長 家根 孝二 君
- 上 下 水 道 課 長 朝日 清智 君
- 学 校 教 育 課 長 多田 和憲 君
- 生 涯 学 習 課 長 清水 和仁 君

6 会議のため出席した事務局職員

- 議 会 事 務 局 長 坂下 和夫 君
- 書 記 酒井 春美 君



月31日とされております。

また、令和2年度に実施されました国勢調査の結果の確定値が令和3年度に公表され、本法に規定されております人口要件である、高齢者比率や人口減少比率を超過する結果となったことで、令和4年4月に本町の一部、上志比地域が過疎地域として追加されることとなりました。

こうした背景から、本町の人口減少対策を取りまとめた第2期永平寺町まち・ひと・しごと創生総戦略を踏まえ、地域の持続的発展に向けた指針とするため、永平寺町過疎地域持続発展計画を策定することとなりました。

本計画に取りまとめられた、各事業の展開により、地域の持続的発展はもとより、計画の施策に基づきまして国からの財政支援を受けることが可能となります。次に、計画の策定の経緯を申し上げます。

計画の内容につきましては、県へ事前協議が必要となりますので、6月15日に提出をしております。計画には11の施策の項目がありますので、関係する担当課より県の事業との整合性などを確認していただき、計画に対する意見を反映した後に、8月1日付で県より同意をいただいております。

その後、永平寺町のパブリックコメント手続に関する実施要綱に基づき、7月4日から7月21日までホームページ、各支所の窓口、総合政策課などで募集を行いました。提案の結果、ご意見はございませんでした。

それに基づきまして、今回、9月定例会の議案の提出に当たっては、過疎地域の持続発展支援に関する特別措置法第8条1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） 今説明のありましたように、第2期の永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これを踏まえてということがあるんですけども、この発展計画の期間と創生総合戦略の期間に2年間ギャップがあるわけです。創生総合戦略のほうが令和6年に第2期が終了するということです。当計画は令和8年までです。この2年のギャップはどうお考えなのか、どう対応するのか、お願いします。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今ほどのような質問です。この過疎持続発展計画を7年までとさせていただいたのは、町の第2期の総合振興計画が同じ年度になっております。それと期間を合わせるという形でさせていただいております。

また、まち・ひと・しごととの差2年間ございます。まち・ひと・しごとのほうもその2年前には改定を行いますので、この計画の内容も踏まえて、それはその時々ニーズも踏まえて改定をさせていただくという形になります。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） この永平寺町過疎地域持続的発展計画というのは、町全体を捉えて計画をされるのか、今回指定された上志比地区のことを重点にされるのか、それがちょっとこの中でも見えないの、そこをちょっと詳しく教えていただきたいのと、この計画に上げないと過疎債が発行されないという制限もあるのかどうか、お願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今ほどの質問です。この計画につきましては、過疎地域と指定されたところについて計画を定めさせていただくというものでございます。

それと、おっしゃるとおり、この計画を定めないと地方交付税に有利な過疎債の発行ができないという形になります。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほどの追加でちょっと確認ですが、よく前のいろんな事業計画、国に出したやつなんか、ある程度投網って言うとおかしいけど、ある程度の言葉でもって、後でいろんなところで照会してオーケー、オーケーって言葉悪いですが、そういう形があったんじゃないかと思っています。

そういう考えから、今ほどの質問の中で、例えばどこ・どこという指定、施設であるとか指定のことであるとか、そういうことでないと載ってなかったら駄目だよって言い方なのか、今ほど言ったようにある程度、言葉は悪いですけど投網的に文化的、例えばこういうものというふうな形で、規定をしていけば、後でいろんな照会のとくに、それをもってそれに当てはめられるというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今ほどのご質問ですが、この持続発展計画の中に、後ろのほうに11の施策で列記をされております。中には細かい事業で何々事業と書かれているものもございますし、何とかっていう大きな政策で書かれているものもございます。基本的には、その施策に合うような形でさせていただければ、この事業に乗れるということですので、言葉が1個違うから駄目というようなわけではないと考えております。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私、計画を見させていただきまして、中までじっくり読み込めるといわけではないんですが、いろいろ疑問なところがあります。

例えば、計画そのものは議案の計画の10ページの上に、これは町全体の問題だと思っております。「2040年に、合計特殊出生率1.8を目指す。」ということがあります。でも、1.8って、今は1.3から4ぐらいのところ、2を目指さずずっと1.8ということになれば、いわゆる国は今どんどん人口が減っていくということを言っていると思いますけれども、ただ、今の状況見ていると、皆さん誰もが思いますが、生産年齢がどんどん少なくなるっていうのは皆さん言われています。このことを考えていくと、国そのものがなくなっていく発想そのものをこういう計画の中で数字として認めていっていいのか。

子育て支援には抜本的なということで、こども家庭庁なんかができたりしましたけど、ある意味、具体的な内容はないんですね。今までと変わらず。それをどこかで取りまとめた話と。

今、労働力の再生産をきちっと保障するのは、本来は企業がすべきです。企業は一方では、いわゆる内部留保をどんどんためている。こんなときでもたまっている。今は500兆円と言われてはいますが、本当にそういうことを国も企業も考えなかったら、ある意味、国に対してこれでいいのっていう突きつけも、計画の中でしていく必要があるんじゃないかなと。

でも、実際は人口が全体として減っていくからと言っていると、僕はもう率直に亡国の論理に乗ってしまっているのかなと。その典型が過疎ですからね。その点が1つと。これは町全体の計画のところと。

もう一つは、僕はこの計画というのは、過疎地を守っていくのはやっぱりそこに住む人やと思うんですね。その人たちが最大限活用できるような条件を整えていくべきだと思うんですが、事業については総花的にずっと今町でやっているの

が書いてあると。羅列されていると。それはそういうことでいいのかもしれませんが、やっぱりこういうときに、じゃ、この地域では何をやりたいのか。どういう施策をやるのかというのを、もう少し明確にこういう計画を示す機会に発信すべきではないかなと思うのが2つ目です。

3つ目ですけど、これに関連してなんですね。税金の問題は後で論議されることになるのだと思うんですが、この過疎計画ができると税の減免とか、そういう問題もあるということで支援措置が幾つか、行政が過疎債を借りられるというのは行政の問題ですから別として、そういうこともあります。

この過疎計画というのは、地域の人にとってこれだけ厳しい時代にいろいろ投資をしながら、その減免措置が受けられるということがあっていうのは、私はこの計画が示されて、この議案を見て初めて知りました。

つまり、僕が2つ目に言ったように、地元で頑張っている人たちが、一番やっぱり暮らしやすいようにしていくために、活用しやすいようにしようと思うと、例えばもう投資してしまったよっていう人たちもいらっしゃるわけですよ。そういう人たちに本当は過疎指定されるといろんな優遇点があるから、もうしばらく待ってはどうかというようなことも、本当は相談できたんじゃないかなと思うんですが、その辺は実際どうなっていたんでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） まず1つ目のまち・ひと・しごとの中で1.8の出生率、これを載せることについてどうかというお話だったかと思います。

これにつきましては、先ほどのちょっと提案理由の中でも申し上げさせていただいたと思うんですけども、やはり人口減少に今なっていると、そういうことで今過疎となったということでございます。

今、町のほうでは、町全体的に人口減少対策を取りまとめたものとして第2期の永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これをつくっております。これ、令和2年につくっております。その中で、その目標値として、町全体として1.8でやりますよというふうに載せております。やはりそれは基本方針となつてございますので、そういうことでこの計画の中の全体計画としてもそういうふうな方向性で載せさせていただいているということでご理解ください。

それと、何か特化したものがあるかというふうなお話かなと思います。今この計画の中には、先ほどの中で皆さん地域に住む方というふうな形で計画の中としては11項目の施策がございます。その中でいろんな施策で幅広く載せさせて

いただいております。例えば一般質問のほうにありました宅地造成の件であったりとか、例えば子ども・子育ての18歳までの医療費のことであったり、例えば高齢者の在宅訪問診療所のことであったり、そういうところで全ての方に対して振興になるようなそういう施策を取り組んで、そういう明示されておりますので、やはり全てのいろんな分野がございます。そのいろんな分野で今のサービスが滞ることなくしっかりさせていただくということで、載せさせていただいているということでご理解をください。

それと、税のところにつきましては、またこれは条例のほうを上げさせていただいておりますので、その中でまた議論お願いしたいなということと、こういう条例について優遇措置がありますよということについては、企業さんお話あった場合には必ずさせていただいております。

今、この過疎計画をつくる時にそういうやるよということはまだ分かっておりましたので、お話があったときにはもう既にこういうことがありますのでというのは事前にお話しさせていただいているというところがございます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 出生率の問題について言うと、過疎地でも1.8でいいのかなということです。日本の人口はそんなに減ってないのに——今若干減ってきていますよ。極端に減っているのは周辺地域でしょう。過疎地域と言われるところでしょう。その魅力を出す計画に進むなら、それなりのものがあるといいのではないかなと率直に思うところです。特化したものとはいうと、今各分野でやっている事業を滞りなく進めていくことだけでいいのかなというのは率直に思います。

ただ、もう一つお聞きしたかったのは、過疎地の指定の問題です。過疎地の指定については、いつ頃から分かっていたのかだけお聞きしたいですね。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 人口のことにつきましては、やはり町全体として1.8というふうなことをさせていただいております。例えば上志比地区のほうだけ取り出してするということじゃなくて、やはり全体としてそう定めているので、それをこの全体計画の中でもそういうふうなということでお考えいただきたいと思っております。

それと、事業についてはやはり先ほど述べさせていただいたとおり、今やらなければいけない事業もがございます。これから将来に向かっていく事業もあると思うんですけども、やはりそこに暮らす人のサービスが落ちないように、それが

やはり一番大事なことだというふうに考えております。

それと、いつ過疎が分かったかということについては、先ほどもちょっと補足説明の中であつたとおり、国勢調査が令和2年度にあつて、その中で確定値が出ております。その中でやはり何年から何年までというその指定の中で数字が出てきます。それに応じてこれが判明したということでございます。

○議長（中村勘太郎君） 3回目です。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） どうもいまいちかみ合わんなと思つているんですが。

僕は過疎地指定、令和2年の国勢調査というのは分かつてゐるんです。ただ、町で指定されて、ある意味指定されることによって有利ないろんな条件があるということが分かりかかつてきた時点で、やっぱり町民とか地区内の人たちには、公表しておく必要があるんじゃないかと。それが例えば投資を先延ばしするかどうかというのは、僕はちょっと分からんのですが、農業の場合なんかは機械壊れたらすぐに買い換えなあかんというのはありますから、そういうことも含めて考えると、もう少し十分これの内容なんかを、また特化したものっていうわけではないですけども、特別やっぱり重視したいものなんかを、十分審議できる時間があるといいなと私は率直に思います。

今みたいに3回目ですよと言われるとどきっとしますので。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今特化したと言いますけど、今ここにいろいろな事業を載せてありますが、いろんなこれから新しい事業やるにも、この中のいろんなジャンルいっぱい分けてありますので、その中に大体これから新しくやることも組み入れていけるのかなというふうに思ひまして、これからいろんな新しいそういった事業も盛り込んでいけるような、幅広い提案にさせていただいております。

それともう一つ、ここに載っているから、事業があるから全て過疎債が認められるのではなくて、枠がございまして、これ県が振り分けるということですので、ちょっと過疎債の財源といいますか、その振り分けについてちょっと。申請してどういうふうに認められていくか、そのプロセスをちょっと言ってあげて。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 過疎債におきましては、大きく分けて2つございます。いわゆるハード事業面、それとソフト事業面ございまして、ソフト事業面につきましては、これはもう国から枠で来ております。永平寺町の今年度の場合は4、

300万という枠でございました。

あと、ハード事業については、現在、まだその枠というのはございません。ただ、今後、過疎地域が広がっていった場合に、そういったことも想定されることはありますけれども、今現在におきましては県との協議の上、許可されれば過疎債の発行も可能というふうな現状でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 私も少し質問させていただきます。

まず、この計画であります、先ほど説明ありました、4月に過疎の指定になって、それから4、5、6、7、4か月でこの計画が県に認められたということでもあります。ある意味、町もそうですけれども、議会ももうこういう指定になったことについては、非常に驚きというか衝撃というかということですが。

簡単に言いますと、この4か月でこの計画をつくるということの中で、いわゆる財政支援をいただくために今までの総合振興計画、またまち・ひと・しごと戦略の事業計画の枠内での計画を立てざるを得ないという言い方は変ですね。立てることがある意味、その中の事業をやっていく上で財政支援がいただける、という位置づけでいいのかどうかということがまず1点ですね。

それと、先ほどの説明がありました、期間については振興計画の期間、そして内容は総合戦略が中心になっているということで、総合戦略の期間と合わないということになりますと、令和4年から7年度までの今回出された計画の内容については、途中見直しをしていくということが考えられるんですが、そのことはどのようなサイクルで見直しをかけていくのでしょうか。かけていくことができないのかも分かりませんが、それが2点目。

3番目には、やはりこの計画は指定された地域が過疎を脱却し、そういうようなことがないようにということを狙いとしているならば、やはり地域住民と一緒にあってというか、そういう過疎を脱却していきたいというようなことの上での計画ではないかなと思うわけですが、そのことをどう今後、この計画を基に進めていくのか。

ある意味、この間の一般質問の中で町長もおっしゃっていたように、今回、上志比地区ということですが、そこにとどまるかどうかというのはまだ今後分からないということでもあります。

具体的に言いますと、永平寺地区についてもかなりの人口減少が起きているという中で、今回、この上志比の発展計画をするということは、ある意味、本町にとっての大きな前例になるという取組の大きな見本といいますか、鍵になるということでもありますから、今回のこの計画も含めてどう活用していくかというのが大きな要になると思います。そのことはどのようにお考えになって進めていくおつもりなのかなということをお聞きします。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） まず1つ目が、財政の支援のこの話かなと思っております。

この事業を提案の中でもご説明させていただいたように、やはり過疎地域に指定されて、今後、まずはその地域の方の生活、こういうところ。例えば子育てであったり、高齢化であったり、そういうところ。公共交通でしたり、そういうところをしっかりとやっていくということの表明がまず必要だと思います。

それに対しましては、やはり必要な財源も要ということで、今回、こういう有利な支援措置、例えば企業も入ってこられると、こういうふうなことがありますので、そこも併せてこれをつくらせていただいたということでございます。

それと、人口の件で、計画とはちょっとそこが年数的に違うのというお話かなと思います。

人口の部分につきましては、先ほど来申し上げますとおり、町のほうの人口の計画については、まち・ひと・しごと総合戦略、これに基づいてその推計はしますよというふうにこの中で書かれております。

施策、事業、これにつきましては、第2次総合振興計画の中でしますよというたわれておりますので、それに準じてこの計画はさせていただいているということでございます。

それと、新しい事業とか、そういうことにつきましては、従来どおりご説明しておりますとおり、やはり新しい事業それぞれ展開していくと思います。それについては、その都度やっぱりこの事業に合っているかどうかを見させていただきまずし、先ほど全て過疎債も充てることもございませぬので、またそれは住民の方にもその都度説明をさせてもらいながら、順次進めさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 答弁がまだ不足ではないかなと思うんですけども。

要は、この計画は見直しをかけていくのかどうかということと、あと地域の人にどうこれを発信しながら、一緒になってどう過疎を脱却しようというような取組をしていくのか、していかないのか。するのならどういうふうにやっていくのかということです。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 見直しに応じましては、今のところ、全てある程度の事業を網羅して、先ほど申しましたとおり、将来のところについても書き込んでございます。

この世の中のほうがまたがらりと変わって政策転換、そういうふうなところで見直しが必要、そういうふうに直した場合には、それに応じてさせていただくというふうな今考えをしております。

それと、住民の方とどう進めていくのかということでございます。今現状としましては、ここにあるのは現事業をほぼ書かせていただいているのと、あと将来に向かってとか、そういうふうなことににつきましては、また新しい事業をした場合にはその都度説明をさせていただきますので、住民の方にもそういうふうな形でご説明をして事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この計画いろいろあるんですけど、例えば宅地造成開発事業とか盛り込んでいます。ただ、これも買われる方、例えば町が宅造をして、その地面の支援にとか、そういった個人の資産、また企業の資産になることには使えないということです。

後ほど固定資産税の減免とか、そういったのはまた別枠でしっかりと、このエリアであればそういうのがありますよ、とかというのになるのですが、ただ、宅地開発事業、そういった個人の資産のプラスにはならないですが、またちょっと違ったソフト面であったり、この上志比エリアだけに対してちょっと特別なこういった支援であったり、こういったことは地元の皆さんとお話をさせていただいて、こういった過疎債を使わせていただいでやらせていただく。

それともう一つ、この過疎債が大切なのは、人口が減っていく中で、そのエリアの生活をしっかりと安定させていく。人が少なくなっていくので、インフラとかそういったいろいろなサービスを落とすことがなく、こういった事業でしっかりとフォローをしていくという一つの意味合いもあります。

合併特例債よりもやはり過疎債のほうが、合併特例債は9割の7割ですので、63%が交付税で返ってきますが、この事業は7割が返ってきますのと、もう一つ、先ほど個人的な資産にはちょっと使えないとお話ししましたが、合併特例債よりもいろんな条件は緩和されているとといいますか、使いやすい過疎債になっていますので、本当に上志比だけのエリアを特別扱いではないですけど、こういったのを使いながら、住民の皆さんと、じゃ、こういうサービスをちょっとほかのエリアよりも充実させるとか、そういったふうにもまた企画をしていくことになると思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 大分少し分かってはきたんですけども。要は、持続的発展計画って書いてあるので、何となくあちらの対象になっている地域を物すごく具体的、簡単に言うといろんなことをして、発展させて人口を増やすとか、そういうようなことやっていく計画なのかなと思っていたんですけども、どうも聞いていると、今住まわれている方々に対しての行政サービスとか、いろいろなことを維持できるようにしていくための計画であり、それは今までの町が持っている計画、いろんな振興計画に基づいた計画の範囲内でやれるように、ということの計画書ですよということで理解すればいいんですかね。

そうすると、なんならこれを起爆剤に、もう少し地域の方と一緒にここの人口を増やしていこうと、いうようなところっていうのはないのか、それともあつたらこういうところですよというところがあつたら教えていただけたら。

この質問の趣旨は、この計画の位置づけというか考え方が1つと、それと地域住民との中での新たなというんですか、過疎脱却に向けてのという取組がこの中に入っていたら教えてくださいという2つの質問です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 合併特例債ですとハードがメインになります。1つを2つにして効率よくするとか、2つを1つにして効率よくする、そういったのが条件になります。

この過疎債は、ソフトに使える。例えば上志比地区でイベントをするかどうか。イベントをするにしても、この過疎債が使えます、給食の無償化とか、そういったソフト、それはちょっと全町的にやっていますので、上志比エリアだけをそういうふうにとか、これソフトに使えますので。ただ、過疎債ですので国から入ってきますけど、借金をしながらのソフト事業。送って送ってということにはなる

んですけど、そういったのに使えますので、発展とか、そういうPRとかいろんなことにも使えますので、そういった点では、今滝波議員おっしゃっているような上志比への振興にも有効に使えらると思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今の私もちょっとこんな人のあれを取るわけじゃないですが、聞かなければあかんと思ったら町長がおっしゃってくれたので非常によかったなと思っているんですけども。

先ほどの答弁の中にも、ハード面はある程度まだ決まっていませんよと。しかし、ソフト面は4,300万、600万だったかな、それだけ使えますねというように枠がありますということでしたね。

やはり今までいろんな振興計画であるとか、そんなものの中には結構ハード面とか、そんなのはきちっと落とし込んであるのんですが、今町長おっしゃっていただいたように、ハード面が結構落とし込んでないというよりも、それは使えないよというのか、非常に財源的に大変だということで今回これを費用にできるといって、私もそれは非常によかったなと思います。

一つの提案ということじゃないんですが、この持続可能な発展のための、例えば実行計画じゃないけど、実行するための、要は上志比の方々と一緒に、そういう面の、プロジェクトを立ち上げるとか、その中でそのソフト面を利用しながら、やっぱりそういう面の動きをやはり示していくべきじゃないかなという気もします。

ですから、それがその動きが一つの上志比をモデル地区のようにして、それが旧永平寺地区であるとか松岡地区に波及してくるという考えで、いろんなソフト面の施策を上志比でモデル地区みたいな形の実行部隊というのか、実行計画というのか、そんな動きをぜひつくっていただければ、その発展性が出てくるんじゃないかなと。ソフト面を非常に有効的に使えるんじゃないかな、というふうに思うんですけど、そういう考えをぜひお願いできんかなという気もして、今ちょっと発言させていただいていますが、いかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） ご提案ありがとうございます。

今、現状としましては、その細かい事業計画につきましては計画というところにそれぞれ載せさせていただいております。従来から申し上げておりますとおり、

今現状でこういうふうな事業をしているということについては、もう既に住民の皆様とこうやって進めてきている事業です。

もしも今後、こういうふうな事業があります、新たに立ち上げますよというときにつきましては、またこちらのほうでそれについて、モデルではないですけども、住民の皆様にご説明をした後にさせていただきますので、実行計画という中ではこの計画がその実行計画という位置づけになるということでお考えください。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、質疑を終わります。

議案第58号について、第2審議に付したい案件がありますか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 私、今ちょっとその発案じゃないですけども、そういうふうな動きをしたらどうでしょうかとさせてもらいました。

もしも許されるならば、そういうようなところを少し第2審議で、例えば実際にこの発展計画に基づいて、どのような動きを行政はしていくのか。ある程度、この計画をつくる中でそういう動きがやはりできたらいいのか、そういう具体性が起きるといいんじゃないかと思えますで、そういうものをちょっと審議、話しできたらと思えますが、私はそれを一つの第2審議に持っていきたいというふうに思っています。

ぜひ議長、諮っていただきたい。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前 9時39分 休憩）

---

（午前 9時47分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

ほかありませんか。

11番、上田さん。第2審議に付したい内容というのは、ただいま休憩中に言われたことでしょうか。

○11番（上田 誠君） 休憩前にも言ったけど、ソフト面も含めてお聞きしたいと。

○議長（中村勘太郎君） はい、承知しました。

お諮りいたします。

ただいま上田君より第2審議の提案がありました。これに賛同される議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中村勘太郎君) 挙手3名の方がおられました。

これにつきまして、第2審議に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。したがって、ただいまの事項について第2審議に付することに決定いたしました。

これで議案第58号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午前 9時48分 休憩)

---

(午前10時00分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第2 議案第51号 令和4年度永平寺一般会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第2、議案第51号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

理事者から令和4年度9月補正予算説明書を頂いております。また、去る8月22日に詳細説明を受けておりますので、これらに基づき十分なるご審議をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、令和4年度9月補正予算説明書に基づいて、課ごとに審議を行います。

それでは、総務課関係、4ページを行います。

補足説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(吉川貞夫君) 補足説明は全協でも説明しておりますので、ございません。

以上です。

○議長(中村勘太郎君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番(滝波登喜男君) 1点お願いいたします。

今回、企業版ふるさと納税のチラシを作成するというところでありますが、普通、こういう時代ですから、SNSでふるさと納税やっていただいている流れなのかなと思ってはいたんですけども、何となく今さらチラシを作っているということでもありますので、ちょっとこのチラシをどういうふうな活用の仕方をするのか、配布をすることをするのかをお聞かせください。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） チラシにつきましては、作成した分、画像についてはホームページ等には当然アップさせていただきます。

ただ、今回あえてチラシを作成するというのが、この企業版ふるさと納税、いろんな業者、例えば金融機関等が企業版ふるさと納税を営業としてやらせてほしいと、というような要望が出ております。これ、全国各地に1つの会社を基幹にして、全国各地の金融機関が連携してやっている事業ですけども、実際、そういう金融機関が会社の営業に回ります。回ったときに、永平寺町ではこういう事業を今やっておりますよ、ということをやっぴりチラシとして企業にお見せする。そこで営業活動をしてもらうということのほうが、より効果が表れるというふうなことを期待した上で、こういうチラシを作成するというご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） これはそういうやり方っていうのは、今回初めて取り扱うということで、その効果なんかはどういうふうに見込まれているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 永平寺町としてはそういう取組は初めてになります。これは、実は先日、6月議会のときもハンドボールの支援とかつてありましたが、今回お願いと申しますか、実際町が取り組んでいる事業、総合戦略で取り組んでいる事業に対して、企業からふるさと納税という形で支援をいただくということを目的でやっているということでございます。

ただ、金融機関との連携の中では、当然、その寄附した額に対して幾らかのマーゲインが発生するということはありますが、町としてはそういう営業活動をして受けた寄附については、しっかり財源として確保できるということがありますので、今後、こういう取組を広げていきたい。ただ、そういう意味では、企業に対するアピール、PRする面では支援制度もありますが、実際、対面で営業する中

にはこういうチラシなんかも、町としては作成しておかないと、ないという話ではないと思いますので、今回の機会に作成させてほしいということでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私は水を差すわけではないんですが、企業版のふるさと納税については、以前もそれを国がやっていいよと言ったときには、そこは賛成できないよと言った覚えがある。何故かという、これによって企業との関係が紐つきになるかっていう心配は、やっぱりないわけではないんですね。

企業がやっぱりそういう寄附するということは、それなりの見返りを求めているというのが、日本の企業の常識ですしね。そこも私は頭に置いて十分考えてもらいたいと。

だから、僕はもう時代としてはたしか、いわゆる一般のふるさと納税についても、地方税の税収のかなりの部分に、要するに1割ぐらいになっているんでなかったですかね。全国では。何千億ってなっているはずですから、そのことを考えるとそれが本来の納税のシステムなのだろうかっていう意味では、十分考える時期に来ているんでないかなと率直に思うので、言ってだけおきますけど。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） まず、国の制度にのっとって実施、執り行っていくということだけご理解ください。

あと、実は寄附された企業との関係でございますが、当然寄附した企業に便宜を図るということはあってはならないことですし、当然その企業が特定の事業に参入するということについては、これは企業版ふるさと納税という制度上認められてはいないということでございます。

ただ、適正な入札等の中で執行されたものについては、そうではないというふうになっていますが、今、町のほうでも工事の発注は適正な入札の下でやっておりますし、こういう寄附があった企業を優遇されるとかということについては、今のうちの制度の中ではあり得ないことだと思うし、そうあってはならない。

基本的にはこの制度が、企業版ふるさと納税という制度が国の補助を認められている制度の中で、この範囲内で営業を行うという、実際もらっていくという考え方については、町としては財源を確保していくという観点においては、この制度に基づいて財源を確保していくという手段を取っていくことは自然の流れ、社会の情勢からしては当然のことだというふうに私は思っていますので、しっかり

取組を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 企業というのはその存在そのものが、地域に貢献することもマイナスの要因になっていることも、いろいろあるわけですね。いろんなCO<sub>2</sub>の排出の問題や、公害の問題も含めていろいろ問題になることもあると思うんです。

だから、企業っていうのは、本来、法人税きちっと払ってもらえばいいわけで、その分、寄附した分、税金をまけるということになると、それは本来の納税のシステムから外れるというのは、前から指摘する人はいますからね。国がそういう制度をとるということを言いましたけど、それに僕は率直に邪道、やっぱり見直しの時期に来ているんじゃないかなということだけ言っておきます。

ただ、論議しようとはあんまり思いませんので。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） あくまでも企業に当然メリットがあるということも事実でございます。ただ、企業がそれで得をしているというわけではないというように私は理解しています。

あと、ふるさと納税の趣旨というのは、永平寺町を応援しましょうと。個人にしても企業にしても。永平寺町を応援しましょうというそういう趣旨があつてなされるものでありますから、町を応援していただくという企業から頂く寄附については、やっぱりしっかり受け止めて、町の財源として確保していくということは、制度上及び社会情勢からすると当然、町当局としてはそれを推進していく、保護していくということについては、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 企業の得と言いましたが、これは納税のときにいろいろな控除を受けられるので得という意味で、特別扱いをされるとか、そういった意味ではありませんのでご理解をお願いします。

それともう一つ、町内の事業者はこれには対象にはなりません。町外の事業者が対象になります。

それと、入札が適正なそこでは問題ありませんが、特定の事業、この方々がこういった事業に使ってくださいとかって、そういった事業には参画することはできない。いろいろな国の決まり事もありますので、そこはしっかりコンプライアンスを遵守しながら、また温かい応援をいただくということをお願いしたいなど

思います。

それと、いろいろこのふるさと納税には考え方がありますが、やっぱりこれは町の応援をする、寄附を頂ける一つの大きな財源で、全ての自治体もこういった制度でやっておりますので、永平寺町もしっかりこういったことにも取り組んでいきたいなと思いますのでご理解ください。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） これは私の言い訳です。実は、ふるさと納税が最初に始まった頃、まだ全国でぼつぼつと考えている、始めるっていうときに、ぜひ町にやってはどうかという提案したのは私ですよね。町長もご存じやと思うんですが。

そんなことを考えるんですが、当時はそういう特徴ある取組をすることが町にとって得になるということで私も発想がありました。でも、この間いろいろ見てくると、この加熱の状況やその金額の膨大さを見ると、やっぱり地方自治の財政をどう確保していくかという苦勞している中であっては、やっぱり企業の負担の問題も含めて、個人の負担の問題も含めて、それはやっぱりいわゆる納税の本旨から外れているんでないかということの思いになって、私は途中からいろいろ考えるべきではないかと言ってきたと思うんですが、そのことだけ言っておきます。言い訳です。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、契約管材課関係、4ページから5ページを行います。

補足説明を求めます。

契約管材課長。

○契約管材課長（竹澤隆一君） それでは、契約管材課関係について補足説明させていただきます。

まず、4ページ右側、事業名、新型コロナウイルス感染症事業、こちらにつきましてご説明させていただきます。

コロナウイルス感染症拡大のため、福利厚生棟、それと本庁舎のトイレ改修工事を行うものでございます。和式便器を洋式化し、手洗い器や洗浄液の自動化を図りまして、できるだけ接触の機会を軽減する措置を行います。

このほか、附帯工事としまして、洋便器では電気を使用するため電気工事、それと建具等の周辺工事が必要となるため、合わせて691万6,000円を予算化

させていただくものでございます。

次に、備品購入としまして、感染防止対策としまして、町民の方や各種団体等が使用する会議室の密解消のため長机を購入するものでございます。本庁大会議室、開発センター大ホール、それと永平寺町消防ホール、合計36台の長机252万5,000円を予算化させていただくものでございます。

次に、5ページ左側、公有財産管理諸経費21万9,000円につきましては、委託料としまして、来年度、清流地区にある新園建設地東側にあります利用目的がない町有地がございます。こちらのほうを有効活用するために売却処分を行いたいと考えております。今回、事前準備としまして売却の際の最低制限価格を算出するため、不動産鑑定委託料を予算化させていただくものでございます。

以上、契約管材課の説明とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 不動産鑑定の評価をするという木ノ下の土地のことですけど、何か売ってほしいという、そういう希望なんかがあってこういうことを考えているんですか。それとも、何か町が特定の目的のために民間に売り渡すということですか。いかがですか。

○議長（中村勘太郎君） 契約管材課長。

○契約管材課長（竹澤隆一君） 今まで今の新園建設予定地、あちらも含めまして町として宅地を持っていたわけですけども、今回、新園がきちんと決まりまして、今の敷地については特段利用目的もなくなったということも考えまして、今回売り出すという形で今考えています。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、防災安全課関係、5ページを行います。

補足説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 防災安全課からは、コロナの唾液抗原検査キット購入の20万6,000円と、同じく新型コロナウイルス感染症対策事業の工事請負費374万円の追加をお願いしております。

特に工事費では、避難所において効率的な換気や医療機器の電源など、避難所

生活に必要な最低限の電源確保が必要不可欠であるということから、停電時における外部給電可能な車両からの電源供給を可能とするため、福祉避難所永寿苑で設置する、充放電器及び分電盤設置の工事費をお願いしております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 福祉避難所のこういう形でいろんな今後充実のために設けるということで、今回、永寿苑が対象になっています。これは永平寺地区の、同じ福祉避難所でもAクラス、Bクラスというんじゃないですけど、基幹の避難所ということでこれをして、ほかの福祉避難所等もあると思うんですが。

あと、例えばこっちだったら翠荘にするのか、上志比だったら昔のサンサンホール、あそこにするのか、そういうことも考えられると思うんですが、今後の計画の中で、例えば基幹のところはこれで、あとはこういうような設備にしていくという、何か大まかなそういうスケジュールの中に、この一つがあるのかということが1点と、今後例えばどのような形でそういうものを充実していくのか、もしも方針があったらお伝えください。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 福祉避難所から指定避難所、福祉避難所は7か所、指定避難所は19か所ありますが、そういったところから順次進めていきたいなと思っています。

ただ、公共施設の見直しということで、今、脱炭素とかいうことで再生可能エネルギー導入計画とかもありまして、その中に太陽光と一緒にこの充放電器もセットになっているというのがありますので、そこはちょっと関係機関と連携しながら省けるものは省く。また、もちろん施設には自家発電機器もありますので、そういった施設は省くとか、そういったことを考えながら順次計画していきたいと思っています。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 多分そういうような形で計画出ていると思うんですが、もし何かフォーマットじゃないけど、一覧表があったらまた。

今回はここでしょう。だから、今後は例えば大体こういうめどにやっていくとか、そういうのがあったらまた、今でなくても結構ですのでお示しください。お願いします。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 今の再生可能エネルギーの導入計画もありますので、そういったものを見てまたお示ししていきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ちょっと教えてほしいんですが、この充電器ですけども、要はどういう背景のときに使われるのかというのが、ちょっとイメージができていないんですが。要は、地震なりいろんなことで避難所行きます。多分そこではもう電源が遮断されてしまったので、こういうようなのを持っておくと電源確保になるということですよ。

となると、ここの電源確保は太陽光とかそういうのでこれやるんですかね。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） これにつきましては、この前、トヨタモビリティと電気自動車の供給という災害協定を結んでいます。

そういった中で、また各家庭での電気自動車の普及とかあります。そういったところで、各家庭の人が車で避難所に来たときにその車を利用して、そこに差し込んで、その施設の電源を確保していこうというものです。

太陽光でもできるというのもあるし、車から供給もできるという2つを持っています。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、例えば役場ですと緊急の発電機って常にガソリンを入れ替えてやっているんですが、これからは今言っています、ハイブリッド車とかEV車、あれを発電機代わりに使おうというのが今回のこれで、実はハイブリッド車ってガソリンを入れておいてエンジンを回せば電気をずっと発電していく。また、EV車はまた違ったところで充電しなければいけません、そういった車を施設につなげることによって、その施設の照明やそういった電気を使える。建物のいろんな電気に使えるということ。

○議長（中村勘太郎君） 有効利用活用できるのやの。

○町長（河合永充君） でも、ハイブリッド車にはコンセントついているんですが、

ただそれを使ってドライバーとかは使えますが、建物の照明とかは使えないですよ。それをEV車とかそういったのを持って行ってつなげれば、その建物の全ての電気ではありませんけれども、災害時に必要な電源は確保ができるということですので。

トヨタモビリティさんも今、災害時は三、四台そういった車があるので出せますよ。また、永平寺町にも今電気自動車入りますので、そういった部分も使えますので、そういったある程度数に合わせて、先ほどありました施設、発電機のあつる施設はもういいんですけど、そういったのも入れていくというのは新しい流れかなと思いますので。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） そうしますと、この設備はその災害時のみに使うっていうことになるんですよ。そして、車は何台でそれ賄えるのかは分かりませんが、やっぱり1台から施設にやるっていうことで、何台か連結してやるっていうことにはならないんですか。1台で賄えるようなものがやっぱり車の中にはそれだけの電気量があるっていうことでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） すいません。車は1台から電気を供給します。それがなくなれば次の車という形になってきます。

また、停電時ですよ。災害時の停電時にはそういった形で。災害時の停電時には使えます。雨降っていても電気が来ていたらそれは使いませんので。

あと、今、ちょっと機械によっては反対に車に電源も入れられるような形になるものもあります。それはちょっと余談ですね。すいません。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、総合政策課関係、6ページから9ページを行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） それでは、補足説明をさせていただきます。

予算説明書の7ページをお願いします。

公共交通事業対策の新型コロナウイルス感染症対策事業です。

右側をお願いします。えちぜん鉄道と京福バスへの支援ということですので。これ

につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ前と比較しまして利用客が減少したことによりまして、県と沿線市町が減収補填をさせていただくものでございます。

右側をお願いします。右側、コロナウイルス感染症対策事業です。これは、一つ、移住・定住プロモーション委託料につきましては、今ほど8月27日の日に移住・定住の交流会をさせていただきました。その中でもいろいろ情報をいただいております。また、今年、移住定住のホームページを作りましたが、やはりもっと県外の方、そういう方にも情報を知っていただきたいということで、メディアのほうのホームページのほうに町の移住情報のリンクを張りまして、情報発信をさせていただくと。その中でまたアンケートを取らせていただいて、その関心のあること、そういうことの情報収集させていただきたいということの委託料を187万円盛ってございます。

それと、備品購入につきましては、8ページの右側のほうに、当初iPadのほうを購入する予定でございましたが、リースにより貸借しますので、今回、コロナ交付金のほうで8台整備をさせていただくというものでございます。

それでは、9ページをお願いします。

9ページ左側のところで、コミュニティ会館整備事業支援金ということでございます。これにつきましては、竹原集落センターのトイレ改修と、雨樋等の外壁改修への補助となる、地域コミュニティ会館の補助整備費として52万円を町のほうから3分の1、補助要綱に基づきまして補助をさせていただくというものでございます。

あと、9ページの右側の環境整備事業につきましては、町の太陽光発電設備等の業務委託ということで、これにつきましては2050年度までのゼロカーボン社会の実現に向けまして、町としてもゼロカーボンシティ宣言を行って、脱炭素化の政策を今進めていくということで、一般質問のほうでもご説明をさせていただいております。

ここにつきましては、公共施設の脱炭素化につきましては、国のやはり国庫補助、こういうふうなものとか、あと施設に使える合併特例債、これが令和7年度までの予定となっております。そういうことも踏まえまして、今現在、環境基本計画を改定しておりますが、それをまっすぐするのではなくて、先に同時並行でそれをさせていただいて、すぐにかからせていただきたいということです。

これにつきましては、現地の調査も含めまして、また太陽光発電設備導入可能

か、例えばLEDするときの費用が幾らかかるか、こういうものも含めまして360万8,000円、これをお願いするものでございます。

施設につきましては、こちらの8か所を先行してさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 9ページの各施設へ太陽光の導入調査ということですが、これはもし太陽光を導入してつけるとしたら、総額幾らぐらいを予定しているか。それに、この施設の数を予算で割り返すと1件当たり45万円ぐらいかかるようですけれども、そういう問題も含めて、総額の中でこの調査費が結構かかるなどということも含めてあるので、その辺どうなっているんでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今の総額幾らかかるとかっていうのは、今のこの調査を出して設備をすると。あとはLED化をすると。こういうときに試算として出てきますので、このところで今幾らというのはちょっと申し上げることができません。

それを今、この委託業務の中でさせていただくということでございます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） その詳細設計した後とか、その後の金額を聞いているわけじゃない。大体幾らぐらいを見込んでいるって、1か所450万なら450万とか500万とかいう話もあると思うんですね。それ、学校のときにはそれなりの金額がかかったように思うんですが、どういう規模のやつを契約しているのかも含めて、例えば屋根全面太陽光にするとかということもあるし、その辺もう少し町で考えていることを、どうなんかというのを示していただくとありがたいんですが。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今、その個々の施設、幾らかかるかというお話についてじゃなくてということで、それぞれ施設によってどこを直すか。例えばLED化、この議場ならLED化にするとか、それによって幾らかかるかというのはやはり見積もりをする必要があります。試算する必要があります。それで今やら



うのは多分書かれてないと思うんですけども、総額の金額教えてほしいのと、この地域鉄道おでかけ応援事業の内容も含めて教えていただけたらなと思います。

それから、今ほどの太陽光発電の調査ですけども、ちらっと今町長の答弁に出てきたんですけど、調査内容、置けるか置けんかだけではないだろうと思いますので、今言われたとおり、効果まで調査するというような話もちらっと出たんですけども、調査内容と、あとこの出てきている施設以外にも、もっと拡大をしていく事業というふうに捉えていいのか、これだけの施設というふうに考えているのか。多分、そういうふうにはならないのかなとは思っているんですけど、その将来の計画、見通しも含めて教えていただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 内訳申します。

今のえち鉄フリー切符のおでかけの事業費ですけども、全部で600万2,000円です。そのうちの町18%負担。それは県が2分の1、お支払いした後の費用で602万円。そのうち、18%として町が151万5,000円をその内訳として支払うというものでございます。

それともう一つ、今後の見通しの件です。今、先行して8か所させていただきますが、ほかにも公共施設でございます。例えばグラウンドの照明がこういうふうなとか、そういうふうなものについても、やはり今後検討していくことがあると思いますし、あとほかにも公共施設がございます。そういうことも含めて、今後、また順次、その中で増えていくというふうな形で、そのときにはまたその都度ここをさせていただきますという形で、ご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 太陽光の調査内容というのか。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 先ほどの調査内容、今回こうやって委託させていただきましたので、そういうところについてもおっしゃるとおり、やはりしっかりこういうようでしたということをもとめてまたご報告をさせ……。

今、調査内容ですね、この業務の。今、例えば設備する。例えばあとこういうようにCO<sub>2</sub>が削減できると、こういうところの内容も加味した形で、それをまたつくっていくということでございます。

○総合政策課長（清水智昭君） 今のえちぜん鉄道の支援事業としては1,310万4,000円が支援のほうです。先ほど申しましたとおり、フリーの切符の支援

としましては151万5,000円で、合計しまして1,418万7,000円という形になります。町の負担です。これが町の負担になります。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 町の負担は分かるんですけども、要は今回のえち鉄の減収分、これだけの金額がありますよ。先ほどいただいたおでかけ応援フリー切符というのは600万5,000円でしたっけ。それもその全体の事業費として捉えればいいんですよね。違うんですか。教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） ごめんなさい。すみません。

全体の事業費申し上げます。減収補填分という形では、県も含めて全体で1億4,560万円。うち、また別でおでかけ応援事業としましては1,204万円ということで、1億5,764万円になるという形でございます。そのうち、先ほど申しましたとおり、町の負担分としては1,418万7,000円という形でございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） さっき聞き漏らしたんですけども、過疎対策事業債、これ、既に実施というか、もう既に決まった財源等組替えの起債ですけど、先ほどソフトで町に四千何百万というこの範囲内のこれですね。これがこの額ですか。

それと、既にもう実施というのか、当初予算で財源が決まっているやつにこの過疎債を振り当てるといふ、これは県のほうでもやっぱりもう許可されるのですか。こういうのはちょっと何かそこら辺が不自然と言うとおかしいんですけど、そこら辺ちょっと説明お願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 今回、過疎債を充てさせていただいているものの、このえちぜん鉄道の支援につきましては、永平寺町のえち鉄に対する負担金がございます、その分はいわゆる町の単費で負担金持っていたんですけども、いわゆる沿線割りと申しますか、いわゆる上志比分の延長分につきましては、その分は過疎債の対象として認めてもらえるということで、これはもう県との協議も済みまして、今回、この申請をやらせていただいたと。

同じように、ほかにも過疎債でございますのは、これまでありました給食無償化事業の、いわゆる上志比地区の子どもたちへの分についても過疎債の対象にな

るといったことで、今回、財源組替え等をさせていただいている。

同じく、学校のタブレット端末の使用料、そういったものも上志比の子どもたちのところについては、過疎債の対象になるということで、今回、そういった財源を県との協議の上、含めさせていただいたというのが、今回の財源組替えの補正でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 7ページの右側の移住・定住プロモーション委託料、これ、170万ですね。半期分という考え方で、また更新すると次年度はこの掛ける2倍の委託料がかかるという考え方でいいのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） この中にはつくっていただくその費用も含めての金額になっております。ランニングコストだけになりますと、この金額よりもさらに少なくなるというふうに思っております。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、住民税務課関係、10ページから12ページを行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） それでは、住民税務課関係の主なものにつきまして補足説明いたします。

予算説明書の10ページをお願いいたします。

まず、左側、町税徴収収納事務事業の償還金267万2,000円でございます。8月の臨時議会において、8月までに還付が予想される税還付金を予算化したところでございますが、今回、9月から年度末までの還付見込額を補正するものでございます。

次に、右側、新型コロナウイルス感染症対策事業の委託料817万3,000円でございます。これにつきましては、税の賦課業務全体の事務効率化を図るため、これまで紙ベースでやり取りをしておりました、法務局からの固定資産移動情報について、電子データで町の税システムに連携できるようシステムの構築を

行うものでございます。

なお、連携されるデータにつきましては、あくまでも固定資産の移動情報でございまして、公図等の情報ではございません。よって、住民の皆様への閲覧をこれで再開するものではございません。

職員の法務局への訪問が減るなど、接触機会の軽減にもつながるため、今回、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施を予定しているものでございます。

11ページをお願いいたします。

左側、戸籍住民事務諸経費の委託料44万円につきましては、法務省が保管しております戸籍の副本情報にマイナンバーの付番情報を結びつけるものでございます。

なお、費用につきましては全額国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で賄われるものでございます。

以上、住民税務課の補足説明とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、保健福祉課関係、13ページから14ページを行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、13ページ左側、新型コロナウイルス感染症対策事業110万円の増額につきましては、燃油価格高騰の影響を受けながらもサービス提供を続けている事業者さん、約40事業所を見込んでおります。車両は118台を見込んでおります。これらに燃油価格の上昇分の20円相当を算出根拠として、事業所の種別、それから距離などを要件として補助を実施するものでございます。

右側、翠荘施設管理諸経費73万9,000円の増額ですが、入浴施設のタンクの弁が故障いたしまして、この修繕を行うために補正するものです。内訳が53万9,000円です。修繕が53万9,000円と、かなり老朽化も進んでおりますので、その他の修繕も含めて20万、合わせて73万9,000円をお願いするものでございます。

なお、応急処置は済んでおります。

14 ページ左側、新型コロナウイルス感染症対策事業780万2,000円の増額ですが、永寿苑のトイレの改修工事、和式から洋式に替えるものです。飛沫を抑えた施設として運用していくことを目指します。

翠荘におきまして筋力トレーニングを実施しております。これについては、より安全にトレーニングができるようにマシンの入替えを行うものです。6種類ございます。20年経過しておりますので、なかなか修繕も難しくなっている状況から、今回、新規の入替えをお願いするものでございます。

右側、健康福祉施設事業費です。884万9,000円の増額ですが、10年経過に伴いまして修繕を順次行っております。今回はろ過器の電気関係の工事をメインにしております。温泉系と露天風呂系、それから白湯のろ過器に係る分の電気工事を行います。

これ以降の分については、今後、当初予算に向けて現在見積り中でございます。現状では、原状回復、工事的なものを考えて実施しております。

それから、防犯カメラ設置工事ですが51万8,000円。これは駐車場のほうでちょっと芳しくない行為をする方がいらっしゃいますので、これを抑止するために設置するものでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 2点あります。

一つは、13ページの左側ですが、各事業所の車のガソリンの支援ということですが、このコロナ禍で各事業所の経営そのものが大変になっているって聞いているんですが、いいところもあるのかもしれないけれども、社協なんかでもかなりの赤字を出しているということで、そういうところへの支援とかっていうのはやはりそろそろ考えていかないと、もうなくてはならない事業所ですから、その一つでも例えば閉鎖しなければあかんようなことになれば、大変な状況になると思うので、その辺どう考えているのかということですね。それが一つです。

もう一つは、禅の里ですが、原状回復に向けての工事ということで、今説明がありましたけど、根本的には当初を目指していろいろ考えていきたいということです。大体、どういうところをどう修繕していく必要があるのかというのをやっ

ぱりどこかで示してもらわんとあかんのではないかなと思うんですが、当初まで待っていると、またそこで大変になるんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、各事業所の状況ですが、確かにコロナの影響を受けて苦しいということは耳に入っております。先ほどの決算についてもかなりマイナスが出ているということは間違いございません。

これまで何回か職員に対する支援や、感染対策、備品関係の応援もしてまいりました。今回はそれにプラスしてウクライナ情勢というところでの燃油価格ということで、こちらが多額ではないんですけど、そういった支援する気持ちを込めて事業を展開したいということを考えております。

制度的にも処遇改善なんかも進んでおりますので、徐々にではありますけど回復傾向にあるのではないかと。また、業者さんのほうも徐々に増えておりますので、そちらのほうも注視していきたいと思っております。

それから、禅の里についてですが、現状では営業に支障のない範囲で工事できるもの、考え方としては原状回復に近いものだとお伝えしておきます。

今後につきましては、今募集期間中です。新しい事業者さんなり、現状の事業者さんなりの提案を聞いてから、要求する分も出てきますので、今後、またプロポーザルを終えてから、お伝えしたいなということを思っております。

それと、CO<sub>2</sub>の削減なんかも考えていく必要があるとは思っております。先ほどの太陽光の計画の中には、施設としては入っておりますでしたが、太陽熱の装置を設けて少しでも原油の使用量、灯油の使用量を減らすということも考えていきたいと思っておりますので、どのレベルまで要求するかというのはまた庁内のほうで詰めてからお示していきたいと考えます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 今、事業所の経営も大変だというのは、当局のほうもつかまれているんだということは分かりました。ただ、本当に社協のほうでも、数千万の赤字という話を聞いていますので、社協だけではないと思っております。特にコロナの状況を聞いていますと、毎日安定して高齢者がちゃんとサービスを受けられるのか。そういう意味では大変なのかなと思っております。しっかりそこは見定めて支援も思い切って、随分基金に積むお金がありますから、そういうことも含めて考えていってほしいと思っております。

ただ、介護関係の処遇改善も随分進んでいると言いますが、処遇改善が国から指摘されて、今は全国で取り組まれたという話ですが、いわゆるこの分野での処遇改善について言うと、一番遅れているというのが、報道ではあったように思うんですね。そのことを考えると、本当に苦しい中でさらに苦しい思いをしているんじゃないかなと思うので、コロナの最前線で闘っている人たちには、支援をするという国の方針に従って、必要な支援も必要んじゃないかなって思うところですよ。

禅の里の工事の問題ですけど、いろいろ向こうからの提案も含めて、それに応えて改修もあるという話ですけども、どの程度まで改修していくのかということと同時に、この施設というのは起債の償還もあるはずですよ。毎年千数百万、1,600万円ぐらいあったのかなということもあるので、そこらを含めてやっぱり維持管理費にどれくらいかかっているかも示していただくとありがたいかなと思うんですが。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 事業所につきましては、今回の対象分については介護も障がいについても、それから在宅福祉のほうも、ご協力いただいているところには全て提供していきたいと考えております。

議員の心配しておられるような観点につきましては、引き続き注視していきたいですし、なおかつお願いとしましては、利用者さんのご家族についても介護従事者、医療従事者、こちらについては温かい目で見守っていただきたいということをお願いしておきます。

それから、禅の里の施設ですが、新しく管理者に応募されてくる方も恐らくいらっしゃると思います。コロナ禍でのプレゼンテーションなんかも聞いて、どういう方向での施設になっていくか、提案してくる事業者さんのご意見も聞きながら改修を目指していきたいと考えます。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） 今の13ページの燃油価格高騰対策支援事業です。これ、訪問、短期の入所とそれから通所、移送系の事業、これおのこの事業所の数ってどれくらいなのかということです。

そして、今回、ガソリンの価格高騰分の支援ですけども、これ、12か月の2分の1ということですから、具体的に何月から何月までということですね。

それから、ガソリン以外の燃油も考えておられないのかということです。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 事業所の内訳ですが、訪問系の事業所が19事業所です。それから、通所系の事業所が14ですね。それから、移送系ということで5つの事業所を今のところ見込んでおります。

それから、単価の根拠でございますが、月間500キロは走るでしょう。リッター10キロ当たりで換算した場合に年間使用量の2分の1を補助しましょうという考えでございますので、具体的にいつからいつということではなくて、月間これ以上の走行距離なり使用量があれば該当しますということで判断していきたいと思っています。

○議長（中村勘太郎君） ほかの燃料。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 失礼しました。

ガソリンを根拠にしておりますが、現実には軽油を使っている車両もあろうと思いますので、こちらのほうは対象にしていきたいというふうに思っています。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 14ページの右側、改修のところ、前々からいろんなときで発言させてもらっているのですが、ある程度、幾らそのプロポーザルで、こういうふうにやりたいというのはあると思うんですが、当町として、例えばどこまで、例えば基本となる部分の改修なのか、外壁とかそういうところの改修までも組むのか、そこら辺りの大まかな見込みとか、そんなのは立ててないんですか。

要は、プロポーザルによっては変わりますよって言っているんですけど、大体というのか、概略的なのは、今現在は示されることはできないんでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 10年経過後の来年に向けての改修につきましては、先ほど申しましたとおり、当初予算に向けて算定していきたいと思っておりますので、いましばらくお待ちください。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 例えば10年間でパイプラインのこの要所は絶対替えなあかんとか、それからポンプも含めてこれは絶対替えますよとか、そういうようなある程度の目算があると思います。それ以外に、例えば10年のリニューアルのためだからこことここはやっぱり必要でしょうとか、そういうふうな大枠とい

うのか、こっちの心づもりというところと絶対替えないかんとか、それに対しては大体これぐらいかかるかとか、それらの大枠はあるのではないかと思うんですが、ないと言えどももう仕方ないんですけど、ぜひそこは早く示してもらった必要があるんじゃないかというふうに思います。

同じ事業者のほうも、例えばどこまでこうするためにこれだけ必要やというのも出てくると思うんで、それはいろんなプロポーザルの中の使用のところとか、そこらで説明もあるからというのはそこまでかもしれませんが。というので質問させてもらいました。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 先ほど申しましたとおり、どのレベルまで対策するのか、どのレベルの部材をもって対策するのかによっても値段は大きく変わってくるでしょうから、このレベルで行きましょうということはこちらのほうで判断させていただいて、またご提案するような形になると思いますので、総額につきましてはいましばらくお待ちください。

新しい装置としては太陽熱なり、太陽光なり配備するかもしれませんが、その辺も判断してからご提案したいと思いますので、いましばらくお待ちください。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 14ページの左側ですけれども、今回、翠荘にある筋力トレーニングの機器を入れ替えるということでありまして、6台。以前は御陵のほうにあったやつを20年前じゃない、もうちょっと十数年前ですかね、移動して、そして翠荘で活用してきたということで、管理は社協にということですが。・・・違うんですか。そう話を聞いておりましたが。

実は、課長もそうですが、私も以前社協の理事をしておりまして、今、デイサービスは非常に活用というか、利用者さんの目的がいわゆるリハビリ系を求めているということで、そういうところのデイサービスセンターに人が流れているという、利用者さんが流れているというような話をされておりました。

そういう意味では、こういった器具を使って、そういう社協でもデイサービスプラスリハビリのようなことが、こういったことでできないのかなと思っただけの質問であります。今の活用の状況も含めて、ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） このマシンは、もりもり教室とかぞくぞく教室という形で進めております。

おたっしゃ夢サロンから始まって、永平寺保健センターで使い、翠荘へ行って今落ち着いている状況ですが、過去20年ほど事業としては展開しております。

割と専門的な、若い人も使えるような筋力トレーニングのマシンでございますので、議員おっしゃるフレイルが下がった人が、リハビリ目的で使うというレベルの機械では今回はございません。もうちょっとそこに至るまでの方が、筋力維持するための機械でございます。

確かにリハビリ、高齢者の方の一旦ADLが下がってリハビリをするということ、寝たきりを予防するということでは、かなり効果があるということは成果として出ております。

ですから、圏域内の事業所で特にリハビリに力を入れているところは、昨今利用者さんが増えているということはお聞きしていますし、町内のデイサービス事業所においても、リハビリをメニューに取り入れるところはございます。

使用済みの機械、現状のある機械がそちらのほうで、引き続き使えるかどうかというのはちょっと判断していきたいと思います。もしも今後とも使えるようであれば、各事業者さんのほうにもお分けするようなことも考えていきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前11時06分 休憩）

---

（午前11時16分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、子育て支援課関係、15ページから20ページを行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長補佐。

○子育て支援課長補佐（菅原寛晃君） それでは、子育て支援課関係の主なものの補足説明をさせていただきます。

まず、説明書の17ページ、右側をお願いします。

こちらの新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、おむつボックスの購

入ということで消耗品13万3,000円補正させてもらっています。

続きまして、工事請負費としまして992万円。こちらは、各施設の和式のトイレを洋式に改修するというもので、全部で12基あります。それを改修するための費用となっております。——すいません。工事請負費909万2,000円計上させてもらっています。

続きまして、説明書19ページの右側をお願いします。

こちら先ほどと同じように、コロナ感染症対策事業としましておむつボックスの購入ということで、消耗品費3万4,000円補正計上させていただいております。

以上、子育て支援課の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 今回、おむつボックスの購入の経費が出ていたんですけれども、たしかおむつのお持ち帰りをしなくなったのは8月から開始していると思うんですけど、その1か月間、園ではどういうふうにおむつを保管というのか、汚物ですからどういうふうに取り扱っていたのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長補佐。

○子育て支援課長補佐（菅原寛晃君） 8月1日からおむつ持ち帰りゼロ事業ということでスタートさせていただきまして、その間のおむつの保管に関しましては、やはり衛生的なものもございますので、建物の外側に既存の園でまだ使っていないボックス、ごみの90リッタータンクぐらいの大きいやつに一応ストックさせていただきまして、それを回収業者に全園回って回収していただいております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長補佐。

○子育て支援課長補佐（菅原寛晃君） すいません。今回補正した理由としましては、やはり本当に衛生的なもの、臭いとか夏場はひどいというものもありますので、今回購入しようと思っているのが、実は蓋のところにゴムパッキンがついておまして、臭いとかそういうものが漏れないタイプのごみ回収ボックスを購入したいと思って上げさせてもらっております。

もちろん、これ保育士等からもお話しさせていただきまして、そういう形の品物を要望していたというのもありまして、今回上げさせていただきました。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 衛生面で配慮されていて、特に暑い8月に野外に放置とは言いませんけれども、保管されていたということですから、臭いはかなりきつかったんじゃないかなと思うんですけれども。

今回、このおむつのボックスを購入するに当たって、やはり消臭剤あるいは殺菌剤というものも同時に必要になってくる。やっぱり幾らパッキン付きのバケツであっても、中では臭いは充満しますし、菌も発生する可能性は十分考えられますので、それも同時に予算として必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、そういうお考えはございませんか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当に今のご意見ごもっともだと思うんですけど、今、各園がどういった対応をしているか、ちょっと確認させてください。多分、何らかの対応はしていると思いますし、今回、これ8月からスタートした中で、ごみ、普通のボックスでスタートして、やはり現場がこれではちょっと駄目だなと。あと、回収業者さんの声も聞いたというのを聞いております。

それに合わせて、今回、現場の声を迅速に対応させていただくことでこういうこともしていますので、今おっしゃられたご提案につきましても各園に、やっぱりもう一段衛生を高めていこうということでやるんだと思いますので、それはしっかり対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あれなら既存のアルコールとか使えばいいかなとも思います。それまた専門的なものが必要やったらまたお願いするかもしれませんが、それは既存の予算でもいけるかなと思いますので、ありがとうございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 1点お聞きします。

16ページの左側です。一応はコロナ禍においてコロナの感染で職員が不足したということで、一応そのために会計任用保育士を2名増員したという形になっていると思います。

これはそのために、例えば出たからするだけじゃなくて、ずっと年間通してというふうな形だろうと思うんですが、やはり来年度分からないところもあります

し、だからそういう面も含めて、今後とも必要になるんじゃないかと思うんですけども、今度は新園できる関係もあってちょっと分からないかもしれませんが、ある程度のその補充というのか、来年度行くと当初からその会計年度任用を2名増員という形で充てていくのか、そこら辺りをちょっと確認したいなと思います。今後の考え方ですね。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、この2名の考え方ですけど、今、コロナ禍、第7波が来まして、やはり園の先生が、家庭から、お子さんからうつり、また濃厚接触者になる。出られなくなることがありまして、ずっと役場で勤務していただいている資格を持っている職員さんに行ってもらうなど、今はしていたんですけど、どうしてもやっぱり無理がきてしまう。

今、第7波が落ち着いて、また第8波が来るかもしれない中で、2名はやっぱり余裕を持たせて配置させてほしい。平時といいますか、また感染が落ち着いたときには、大きい園で必要な園に配置をしまして、いざといったときその余裕の、全体的に見渡しましてお願いをしていくというのに、やはり2名お願いしたいなというふうなことで今回お願いしました。

それと、全体的な話ですけど、来年から民間園がスタートしますので、今、1園、また西と松岡園がなくなって、これ前から言っていますように、正職の数は変えない。その中で、正職が担任をしっかりと持ちながら、あとサポートいただく会計年度任用職員さんを今、じゃ、どれぐらい必要なのか。これを今、園長会と子育て支援課の中で、いろいろ協議を進めていっていますので、今よりはやっぱり園が少なくなる分、ちょっと充実した配置になるというふうに、これももう一つの目標もありましたので、そういうふうにしていきたいと思います。

来年度のコロナ対策につきましては、またその状況を見させていただいて、また当初で、これとは別に、また今回のような人員の配置というのはお願いするかもしれませんが、これはちょっと状況を見させていただきたいなと思います。

こういうふうなことは、今のような状態だったらまたお願いすることになると思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） たまたまこの会計任用の件でコロナが出てきますが、私、いつかは当然今新園ができることって、来年度の会計任用職員も含めて保育士さんの充実も含めたら、その分、例えば正職も含めて、ちょっと言葉悪いですが、

今現在雇っている人よりもオーバーすると。極端なことを言いますと。

そうなったときに、今まで頑張ってくれていた会計任用職員さんの人にどういう処遇をしていくのかというのを、やっぱり今後は考えなあかんのじゃないかなと思っています。

いつかはこれ聞かなければあかんなと思っていたら、たまたま今回コロナ禍で充実のためにこういうふうに入れているわけですから、そこら辺りの方向性はいつ頃きちっと出してもらえるのか。どういうふうな基本的なスタンスでいくのか、今すぐでなくても結構ですけれども、お示しをいただく必要があると思うのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これは前もお話ししたと思うんですけど、今、永平寺町の園の会計年度職員さん、民間園のみどり葉園の先生が、会計年度職員さんにうちの園で正職として働きませんかという、そういった案内もしていただいていると聞いております。

会計年度職員さんがそういったのでそちらに移られる方もいらっしゃると思いますし、また、来年度の配置については前々から言っています、今、正職と会計年度の職員さんがほぼ5対5に近い。これをやっぱり6対4、7対3まで持って行って、正職の職員がしっかりと、より責任を持って公立園を運営していただくという方針を今持っていますので、そういった中では今からお示しをしていくと思います。

コロナのこの2名、また来年もこういったのを願ひするかもしれません。これは読めない休みの職員の、運営のために臨時的にという形ですので、またこういったのも分けてお話をさせていただくかなとは思ひますので、そういった点ご理解を願ひしたいな。

それと、会計年度の職員さん、今の中ではフルの会計年度職員さんもいらっしゃいますが、数時間だけとか、何とか願ひして来ていただいているとか、いろいろなパターンもございますので、そこはしっかりとお話をさせていただきたいなと思ひますので。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ぜひその辺り願ひしたいというふうに思ひます。

この機会ですから、前の保育士さんのところでも結構自由に動ける保育士さん。例えば大きい園なんかですと園長さんいらっしゃる、それから主任いらっしゃる。

しかし、自由に動ける人がいらっしやらないか。

私も前、一般質問の中でも言いましたが、福井市なんかですと結構それが自由に動ける保育士さんが確保されている、というふうな現状もあるわけですね。永平寺町と比べたらちょっと違うんじゃないか。永平寺町はその自由に動ける保育士さんが少ないというふうな発言させてもらうことがあります。今回、来年度、そういう機会があるのであれば、そういうところをぜひ充実できるようにと思っていますので、またぜひ事前にお示しいただいて、また協議できたらというふうに思っていますのでよろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 17ページの右側です。おむつの回収ボックスの話もありましたけれども、トイレの改修ですけど、ここに各園の改修の数についても書いてありますが、これで保育園のトイレ、ほぼ洋式になるんですか。

だから、例えば幾つか残っているのにそのうちの1つだけとかいうことをやっているんでなしに、やっぱり生活洋式に合わせてきちっと整備することが大事ではないかなって思う点から、どうなっているのかお聞きしたいなと思えますが。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、契約管財課ができましたので、しっかりどこに園がどれぐらいの状態でどういうふうに洋式に変えていくかというのは今把握しながら、計画的に進めています。

これはこの前、教育長もちょっと学校の中でも話したんですけど、全部変えるのではなく、あまり使ってないトイレというのものもあるみたいで、そういったところは後回し、和式を洋式にするのは後回しにして、計画的に今進めていくということです。

契約管財課から言いますので。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） 今、子育て支援課のほうと今の設備状況、こちらのほうで調べまして、取りあえず、今、和式しかないトイレが幾つかあります。その中でも男子、女子という形で保育士さんもいろいろ分かれていまして、取りあえずは洋式が絶対に必要なもの、箇所については取りあえず順次進めていくということで、あと、例えば2つあるうちの1つは必ずやって、あと順次、その施設の大きさによって順番の優先順位を決めて取り組んでいきたいということで今考

えています。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） それは例えで言われたのだと思うんですが、2つあったら2つ一緒にしたほうが安くなるんじゃないかな。効率もいいと僕は思うんですね。1つずつというんでなしに、それはそれなりに必要なものについては。ひょっとすると保育園なんかも含めて、災害時に活用されることもあるかもしれませんね。今、コロナ禍で密は避けてくれっていうような状況もありますから。

そんなことを考えて、ぜひ計画的にはあまり長くなってもよくないと思うので、ここはやっぱり、それこそ早める意味で計画的に進めてほしいなと思いますね。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） やっぱりこの洋式トイレについては、いつも指摘をいただいて、やはりそうだと思っています。

ただ、今、各所管課の中でやっぱり温度差とか計画性がちょっと違っていたのを、今契約管財課がトータルにまとめて、また洋式化に向けても結構指導的というか、計画的に行きましょうということで、それは財政課も話ししないといけないですし、今、在庫が入ってこないという状況も全部勘案しながら、ちょっと幼稚園だけではなしに、計画的にさせていただいていますので、またご理解よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） それは計画的に進めていただければいいんですが、ただし、幼稚園の子ども用のトイレについては僕ら使えないので、そのことは言うておきます。そこは両方使えるあかんの。

でも、学校なんかも含めて、やっぱりこれだけ災害多いと本当に今庄の鹿蒜の話聞いたりすると、僕らも若い頃は仕事であそこら行ったことありますから、田んぼなんか1枚ももう利用できないようになって、避難所もどうなるか分からんという状況ですから、そういう意味では学校なんか拠点になると思うので、ぜひそこはお願いしたいところであります。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 19ページの右側の回収ボックスの話ですが、これ、国庫が2万7,000円だけ入っているというのは何か考え方としてこの7,000円

を分けてある何か理由があるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 一応、今、町といたしましては、全体的にコロナ交付金、全ての予算に対しましておおむね9割近い額を、各事業に割り当てたといったことをごさしまして、34でいきますと29ぐらいになるんですけれども、ほかの事業との兼ね合いも併せて、今、2万7,000円を財源充当させていただいているといったことをごさします。

ただ、これにつきましては、最終的に各事業全部金額が出た段階で、最終的な充当をさせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、農林課関係、21ページから22ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 農林課からは、1点補足説明をさせていただきます。

まず、22ページの左側をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、農業用肥料の価格高騰対策事業支援事業について補正をさせていただきます。内容につきましては、6月に事業の承認いただきましたが、その要件としまして、反当たりの単価、6月では1,500円と説明をしたものを5,000円。対象につきましては、1ヘクタール以上の方というのを今回の見直しで1反以上の方ということで見直しをさせていただきたく思います。

あともう1点でございますが、農業経営改善事業補助金ということで、補助率3分の2、上限金額30万、一応20名の方を枠として予算をさせていただくことで農業経営の環境の改善に係るドローンとか、そういったものの購入に対して支援をさせていただくような事業を、改めて計上させていただきたく思います。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 一つは、21ページの米需要調整円滑化推進事業のところ、

米価下落の影響がある中ということで補助金等が示されています。こういうのはありがたいことだと思うんですが、今年の場合、ここ、今、9月では間に合わなかったのかもしれませんが、この大雨でソバはほぼ全滅したところもあるんですね。これをまき替えるかという話があったことがあるんですが、現実的には種子もないと。確保できないと。高額になるということで断念されているところが多いと思うんですね。

そういうようなことも含めて、大雨の影響は、それは共済でと言いますけど、共済でということは、もう駄目になったのを前提に支援があるということですね。だから、その種の確保とかそういうようなのを、こういうようなときにはどこかでやっぱりきちっとすることも、大雨の災害の影響としてやっぱりきちっと申請しておいたほうがいいし、支援を受けられるなら、それを早く農家に示したほうがいいんじゃないかなって、率直に今思っているところです。それが1点です。

肥料等の高騰支援で、1ヘクタール1反歩にしたってということは、もう僕、これは本当にありがたいことだと思うんですね。農家の人はみんな喜ぶと思うんです。そういう意味では、町も大変だと思うんですが、そこらはやっぱり実情に合わせてやっていただくことが、大事なのかなということをおきたいと思えます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） まず1点目、ご指摘のこと。今回、ソバの作付けなんか春の確認時点では増えていると思います。

それと、種とかの確保というのは、またJAとかそういうところにも確認しなければあかん話かなと思うんですが、今、経営のことで農済のほうの農業経営収入保険につきましては、収量とかいうものではなくて、経営収入、収入の減額分に対する補填となりますので、ぜひとも町としましても農済のその経営収入保険には加入していただきたいと。かなり昨年なんか、その経営収入保険なんかで助かったということをおっしゃっておられる農業者様も、実際におられるのを確認しておりますし、まずそういったところの加入していただくために青色申告というのは条件になりますが、それさえしていただければ担い手、個人さん関係なく、どなたでも加入していただけることになるので、ぜひともそれは加入していただけるようお願いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 実は、ソバについてはここ二、三年、播種してから、種まきをした後に大雨が降っている傾向があるんですね。それでほぼ出てきたやつが消えてしまうという現象になるんですが、根腐れ起こして。そんな状況が続いているので、僕はその収入補填ということではなしに、再播種、種をまくことを含めてやっていかないといけないんじゃないかな。指導をしていかないといけないんじゃないかなと。

それと、地理的な状況で中山間地域というのは水はけ、粘土質ですから、やっぱりなかなか大変な状況があると思います。御陵なんかと比べてみても砂地の水はけのいいところではそれなりに芽吹いているところもあるんですが、なかなかその辺も時期的な状況を含めて、行政もこういうような状況を見ていると、農協もしくは生産組合に対して、何か本来は県の農業指導員あたりが指導していただくといいんですけどね。そういうつながりを持って、指導していただきたいなと思うところです。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） ソバの件につきましては、今、県のほうにも今のお話ちょっとさせていただいて、収穫に間に合う時期の再播種とかいうこともあると思うので、そういったことも確認をさせていただきまして、何か対応ができるものであるかどうかはまた話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） 22ページの農業用肥料価格高騰対策支援事業です。これ、今回、9月の補正で反当たり、10アール当たり5,000円という支援ということですけども、これ、申請がいつ頃になるのかといったようなことをお話してください。

そして、この肥料の価格高騰については、県も支援事業を行っております。そして、さらに国も支援事業を行っております。この町の支援、そして県の支援、国の支援、どういった申請手続、いつ頃、どこにするのかといったことをしっかりと、農家さんに周知していただきたいなと思います。

最初の質問ですね。今回計上された9月補正のこの支援事業については、いつ頃からの申請かということ、お分かりになればお答えください。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 申請時期でございますけれども、先ほど議員さんもおっしゃいましたように、同じような補助を県のほうも、制度を立ち上げております。県のほうは、県JAに全て交付金の事務を委託することになっておると聞いておりますので、永平寺町としましてもJAの永平寺支店に交付関係の事務は委託をする予定でおります。というのも、この議会で承認をいただけましたら、JAと詳細な打合せをして、いろんな時期とか様式とかの確定をして皆様にお知らせをすることになりますので、今この時点では何月というような明確なお返事できませんが、また今議会で議決をいただいた後に、きちっと関係者と打合せをした後にホームページ、またいろんな農協もそうですけれども、そういった周知、公告の期間を通してお知らせは必ずいたします。

あと、県と国の補助金との関係もあることについて、でございますが、国の同じような資材高騰に対する補助金につきましては、肥料とかの削減が条件になっておりまして、それに対して7割の補助とかいう事業になるということはお聞きしておりますが、交付の方法とかは正直なところまだはっきりと示されておられません。私のほうでまだ確認はできておりません。

ただ、県のほうは今も申し上げましたように、そういった形で支援をするということはお聞きしております。また、時期的なことも県のほうは、ホームページなんかで細かくもう出ていると思うので、また農協のほうも周知のほうは多分今していると思うので、再度、ご確認いただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、商工観光課関係、23ページから24ページを行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） では、主なものの説明をさせていただきます。

23ページ、右側をお願いいたします。

道の駅運営管理事業でございますけれども、まず需用費、消耗品3万3,000円につきましては、アユ釣りシーズンにおきまして道の駅で車中泊をするお客様が駐車場でごみの不法投棄や、トイレでちょっと洗濯をするなど、夜遅くまで話し声等が周辺地区からも苦情が出ている状況でございますので、警告看板を設

置したいと考えております。

それと、工事費、道の駅事務所増築工事148万8,000円でございますけれども、こちらのほうは、現在、詳細設計まで完了してございます。当初予算におきましては、概算設計見積もりで行っておりますが、不足しました防犯カメラ、エアコン、あと電気設備工事の一部におきまして予算が不足いたしましたので、増額補正をさせていただきたいと考えております。

続きまして、24ページ、左側をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業でございますけれども、こちらはコロナ禍、原油価格の高騰の中、引き続き町内事業者の前向きな取組の支援、それと町内で消費拡大を図るとともに、住民への生活支援に資する事業として増額補正をさせていただきたいものでございます。

事業といたしましては、永平寺町経営環境改善事業補助金1,500万円。こちらのほうは、令和3年度にも行った事業を継続で行わせていただくものでございます。

それと、ふく割永平寺町割事業補助金500万円。こちらのほうは、商工会の今現在行っている事業でございますが、商工会への補助金ということで延長して行うものでございます。

やはり今ふく割、スタンプラリーにつきましては、9月末で終了いたしますけれども、10月以降も価格の高騰が続くということが予想される中で、事業者支援、また町民の生活支援ということで期間延長をして行いたいと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ちょっとあんまり詳しくないので教えてください。よろしくをお願いします。

まず、23ページのところの詳細設計によって生じたと今聞いてしまったのですが。例えばいろんな概要設計の中でも、事務所造れば当然エアコンもつくんだろうし、それからそこに対してカメラもつくんであって、新たにそれが発生したというのはちょっと解せんところもあるので、なぜそういうのが詳細設計と当初の設計の間に違いがあったのかというのをお聞かせください。必要なものであるとは思いますが、そこが1点。

それから、これはちょっと教えていただきたいところがあるんですが、今年も昨年に続いて事業所の補助金ということで、たしか前、1件当たり30万というご説明だったかと思うんですが、2分の1の補助だよというふうにお聞きしました。これ、逆算すると大体何件ぐらいということではありますが、昨年のおきの実績も含めて、今年例えばこれだけやっぱり必要だということなのだろうと思うんですが、そこら辺りのところ。あと、手続等のところで支障がないのかというのが1点。

それから、あとのふく割のところですが、これは500万補助というのはふく割に対してたしか幾らやったかな、500円でしたね。1回ポイントするとき500円の補助やったと思うんですが、その割り算ですれば何件分ということでは500万という発想ですか。例えば400万がそれであって、100万はいろいろな商工会の手数料じゃないけれども、いろんなそういう面での補助というのか、そこら辺りがもしも分かたらお教えいただきたいというふうにも思います。

たしかふく割はこの前1回あって、私もちょっと開いて見ていたら、もうすぐなくなっていたような状況だったと思うんで、結構皆さんご利用になっているんだろうと思うんですが、そこら辺りの状況もあたらお知らせいただきたいと思っています。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） まず、道の駅のほうでございますけれども、こちらのほう、今回、当初でまず詳細設計ではなく、概算設計見積もりということで出させていただきました。大きさ自体が大体13.5坪ぐらいの事務所、従業員の方の休憩所、また倉庫という形でございます。概算ということでさせていただきましたけれども、こちらもちょうと確認不足もございまして、このところは本当に追加になったことは申し訳と思っておりますが、防犯カメラにつきましては、やはり道の駅、あの周辺の地区の方からのそういうふうな状況から、防犯カメラをそちらの今の新しい事務所のほうにもつけるということで追加になったんですけれども、エアコンにつきましては、ちょっともう建物の建築予算しかまず見てございませんでした。

それと、電気設備でございますが、当初、概算のときには近くの電柱から引込みということの工事でございますけれども、詳細を行う中で、やはり今既存の道の駅から引っ張ってこないと、うまく電気工事ができないということで、そのところが増額になったということでございます。

2つ目の経営環境改善事業でございますけれども、令和3年度の実績は72件ということでございました。商工会と連携をいたしまして行いましたけれども、コロナ禍ということで国、県におきましてもいろんな補助事業のメニューが行われていました中で、令和3年度の事業ということで経営環境、その中でやはりアフターコロナも見据えた新たな取組、前向きな取組を今度支援したいということで、永平寺町なりの支援ということでさせていただいて、結構そのときは商工会の経営指導員さんのお力もいただきながら、内容を見ますと本当にいろんな取組がなされているということで実績がございました。

やはりそういう中で、今年も県とか国もいろんな定額給付金が出ております。その中で、永平寺町としてできる事業ということで、やはりもう一度前向きな事業所様を後押しするというので今回出させていただいております。

それと、ふく割でございますけれども、今回におきましては1万6,000枚を発行する予定でおります。500万円の事業費でございますが、県のふく割のプラットフォームの事務が100万円、大体2割程度かかりますので、そちらへの事務費と、400万円、プレミアム分500円の、これ8,000枚になるんですけれども、今出している枚数において大体47から48%使っていただくと。100%今取得はされている状況なのですが、毎日発行しますと。けど、実際使っているのが47から48、これは県の中でも出している市町の中でも高い利用率ということではございますが、そこら辺の兼ね合いで5割の利用率ということで計算して、今8,000枚で予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

概算のところで差が出たということで、これはまた精度を高めていただければいいかと思えます。

それから、24ページの今年度も前向きな事業所ということで、いろんな事業所さん、手挙げる事業所さん、手挙げない事業所さんあると思うんですが、やはりなかなか使い勝手のいいというのか、そういうようなことでぜひPRさせていただいて、いろんな手を挙げていただけるというような状況をぜひおつくりいただければというふうに思います。

先ほどのふく割の永平寺割のところですが、50%は高いということで、ぜひこれが皆さんに定着してなるようによろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 23ページの左側ですけれども、これ、補正前のやつっていうのは年間予算で3,957という意味でよろしいですか。

23ページの左側の事業、えい坊館運営管理事業で5,000万円の3,957、これが今年度の年間の予算額というふうに理解すればよろしいですか。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 補正前の金額は、一部商工観光課のほうで支払っている予算につきましては1年分でございますけれども、えい坊館の業務委託費等は上半期分ということで半年分でございます。

今回の補正額につきましては、えい坊館の維持管理に必要な下半期分、10月以降の6か月分ということで出させていただいております。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、午前中の部、これで暫時休憩をさせていただきます、午後1時より再開させていただきたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） よろしく願いいたします。

（午前11時58分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、建設課関係の24ページを行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、24ページ右側です。

松岡西幼児園跡地公園基本計画業務でありますけれども、業務内容といたしまして、現地測量はじめ、どのような公園にするのか3案ほど計画いたしまして、最終的には1つの案に絞りまして、イメージパース、その完成の想像ができる図

面ですね。こちらのほうを作成しまして、あと公園整備に係る概算工事費をはじめ出したいと思います。

以上であります。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私は、このいわゆる西幼児園の敷地については公園に戻すのは反対です。本当に町内で一番安心・安全なところにある保育園ということで、ここをそういう意味で利活用するのが一番だと思っています。

町は、風致公園、だから町内には少ないから、役場なんかもこういうふうに建てているからということを行いますけれども、どうして公園に戻す必要があるのか。現に、あの敷地の3分の1ぐらいは宅地になっていますよね。そういうことも考えると、そういう立場であることだけは言っておきたいと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これまで幼児園の松岡地区の再編については、民主的に皆さんの中で決定をいただいた中で今回の西幼児園の公園化ということを進めさせていただきます。

それと、やはり永平寺、特にこの松岡地区、公園が少ない町、これはもう皆さんご存じのとおりだと思います。なぜ少ないかといいますと、公園の地目が公園になっているところに、昔から場所がなかったということもあって、いろんな公共施設を建ててきたという経緯があります。

先人がそれを解消するために、清流地区を開発するときにあそこに幼児園の用地として確保していただいて、そこに民営化の幼児園が来る。そうしたことによって、西幼児園はようやくその地目の公園に戻すことができるということで、これも議会の皆さんの理解を得ながら進めさせていただいている事業ですので、その計画の中で、今回はこの公園の調査費を持たせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） ここで論争するつもりはありません。私の態度は決まっていますので。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかに。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今、3つの案を出して、イメージパース作って決定していくということですが、どこで決定していくのかということをお聞きしたいのと、今、3分の1宅地があるということでありましたが、全てを都市公園にするのか、それとも宅地の部分は何かまた別の活用を、あるいは財産を処分するというんですか、そういうようなことも考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） まず3案、案を出しまして、庁内に検討会というのがありますので、当然そちらで検討いたします。その3案も当然ながら議会のほうにお示ししたいと思えますし、最終的には庁内で決定したいというふうに思います。

あと、宅地3分の1ほどですか、ありますけれども、これも含めて全部で2,000平米ほどになります。宅地と都市公園と含めまして。これは一体として公園整備を予定しているところであります。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 審査につきましては今役場内でどうするかと言いましたが、そこに民間の方とか、利用する方とか、その地域の方、そういった方に入ってもらうことも大切かなと思っています。

それと、これも前からお話ししていますが、あそこ少し坂になっていまして、後ろがちょっと段になっていて、設計的にやはりちょっと広々と使わなければいけないといったときに、やっぱりその3分の1の宅地も使わせていただくほうがいいかなというふうに思っています。

交差点のところ、通学で皆さん、子どもたちのたまりにもなっていますので、そういった公園への出入りとか、せっかくやる中であそこの交差点の改良とかも併せてした中で、3分の2が地目公園ですけど、3分の1を使わせていただくことによって、より安全で快適な公園になるのかなとは思っていますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、上下水道課関係、25ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、上下水道課関係についてご説明いたします。

予算説明書25ページ左側をお願いします。

上水道事業負担金、補正額5,370万円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大状況の長期化に伴い、原油価格や物価高騰の現状を踏まえ、町民または町内事業者への生活支援策として、令和2年度は10か月間、昨年度は3か月間実施しました、上水道料金の基本料金とメーター貸付料を減免する取組を、今年度も9月検針分から、来年2月検針分までの6か月、実施するための費用でございます。

次に、ページ右側をお願いいたします。

農業集落排水事業会計繰出金、補正額79万9,000円につきましては、農業集落排水事業特別会計の9月補正の財源として、一般会計から繰出金を計上するものでございます。

内容につきましては、後ほど特別会計の際にご説明させていただきます。

以上、上下水道課関係の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、永平寺支所関係、26ページを行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） それでは、永平寺支所関係につきましてご説明いたします。

予算説明書26ページ左側でございます。

支所の施設管理諸経費89万1,000円につきましては、コロナの感染予防対策としまして、支所内での会議等の分散開催に対応していくために、運び出し可能な車を今回購入するものでございます。台数は14台でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、会計課関係、26ページを行います。

補足説明を求めます。

副町長。

○副町長（山口 真君） 補足説明はございません。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、次に、学校教育課関係、27ページから30ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） それでは、学校教育課所管から2点補足説明させていただきます。

まず、28ページ右側をご覧ください。

学校給食管理運営諸経費でございます。人材派遣への業務委託料を計上しております。これは、一般質問の際にもご報告いたしましたけれども、この予算計上時点での欠員はもう既に解消されておりますが、また今後も同じように欠員が生じる可能性もありますので、このまま計上させていただきたいのでよろしくお願ひします。

それと、29ページ左側でございます。

楽しいおいしい給食事業、これの非常食の件でございます。これ、調理員がコロナになったり、その周辺にいる同じ調理場の調理員が濃厚接触者になったりということで、もう出勤ができないような事態に備えて、食数が一番多い松岡小学校、大体450食分を取りあえず1日分ですね。というのは、夜感染が判明した際、次の日の対応なかなか困難になりますので、取りあえず1日分につきまして非常食を提供できるように、これ、カレーと野菜の汁物ですけれども、その分の備蓄に係る費用をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 28ページの学校給食員の派遣業務委託料ですが、本当に大事な調理員ですから、僕はやっぱり長く安定して安心して、働いてもらえる環境

づくりは大事だと思うんですね。処遇改善の見直しの対象にも入っています。

以前、この調理員の派遣事業では、単価時給1,500円で派遣会社に求めるということやったのが、今回は1,750円になっているということだと思うんですが。そのことを考えると、やっぱり学校給食員、今、会計年度任用職員、大体単価は幾らぐらいか。それから比べてどうなのかというのを、計算していらっしやるのかなって思う面もあるんですね。この際、一定程度引き上げたほうが安定的に調理員の確保ができるのではないかなと私は思うんですが。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 単価につきましては、確かに上がってきております。

単価に関しましては、今、うちの町の時給ですね。これは年々上がっていったりしますし、免許のあるなしでも変わりますしということで、マックスで時給は1,039円でございます。それに期末手当なんかもありますので、それをならずとおよそ1,280円。社会保険料を入れて町負担額で言うともう1,500円になります。

今、業務委託料で見ている単価が1,925円と。実際にこのうち幾ら個人に行くかは分かりませんが、実際遜色ないのではないかなというふうに考えております。

時給につきましては年々上がっておりまして、私が学校教育課に来ました元年度と比べましてもおよそ100円程度上がっているというふうに認識しております。

ただ、これ、時給上げれば応募があるかといいますと、そういう保証もなく、といいますのは人材派遣会社も、派遣できる人員が確保できておりませんので、そこは上げたら確保できるかというのはまたちょっと分からない世界ではございます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） なかなか人材が見つからないという大きな原因に処遇の問題があるのではないかと。要するに、働く内容に対してやっぱりその処遇が見合っていないのではないかとと言われる分野の一つですよ。そういう意味では、そういうことは十分に考えて、どの職場でもそういう考えの下に人員確保の計画を立てたほうが、僕は安定的にできるのではないかなということだけ言っておきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、生涯学習課関係、31ページから32ページを行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） それでは、生涯学習課関係の補正予算について補足説明をさせていただきます。

説明書31ページ左側、新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。

補正額110万5,000円につきましては、会議用の長机とスポーツミラーを購入するものでございます。

松岡公民館に長机、4階ホールにキャスター付きの机を入れまして、会場設営がしやすくするというところでございます。

スポーツミラーにつきましては、上志比公民館ですけれども、ダンスやヨガといった活動のニーズが増えてまいりましたので、現状の4台では密になってしまうということで3台増やさせていただくということでございます。

続きまして、32ページ左側、緑の村ふれあいセンター管理費でございます。

これにつきましては、体育館部分の屋根から雪が正面玄関の上部に落ちるということで、これまでは毎年入り口部分に仮設の屋根を設置して利用者の安全確保、そして入場通路の確保を行ってございましたけれども、仮設部材のリース料が毎年必要だった上、昨今の物価高騰によりまして、それらも含めまして今年度用に見積もりをしたところ、100万円を超えるような状況となったことから、このたび違う方策ということで、正面玄関周辺には雪が落下しないようにというふうな考え方を持ちまして、屋根の強度なども勘案しまして、必要な部分に雪止めを設置するという工事を行うこととしたいということでございます。工事請負費569万4,000円をお願いするものです。この件に関しましては、建築士等とも十分協議をして、強度についても確認を上げてさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） このふれあいセンターのいわゆる雪の問題は、以前から対応のしようがないのではないかと、いう話で随分延びてきた傾向があると思います。

雪止めをして雪を上にとめて、ずり落ちてくるものをそこで止めておくということになると、当然、近代的な建物ですから、耐雪に問題はないと思うんですが、その辺は十分考えられているのでしょうか。

例えば近年でもこの施設が建ってからでも2メートルぐらいは積もったことがあるのではないかなと思うんですが、その辺は十分耐えられるような構造になっているのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 今ほど申しあげましたように、建築士等とも十分確認をして、何度も確認をしながら、現状、あの施設は2メートル25以上の雪には耐えられるというふうな設計になっているということでございます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 2メートル25というと、そんなにこれまで降ってきたかなりの量の雪では、考えてみると差がないところまで来るのではないかなって思うんで、僕はやっぱり上にためておくと同時に、それが動かないようにしつつ、消雪も取り入れるとかいうことを、本当に考えんでもいいのかな。そうでないと、一旦、雪止めといっても、雪の量が多くなるとその上がずらんとも限らんのやね。要するに雪の量が多くなればなるほど、そういう可能性があるわけです。

そのことを考えると、本当にこれが根本的な対策になるのか。やっぱりどうせ金かけるんなら、それなりの対応をやっぱり考えなあかんのでないかと。それは覚悟を決めて。この体育館を使い続けるなら、そういうことを十分考えてほしいとは思いますが。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ、最初は毎年70万ほどで仮設していただいたのに、今140万とかってなってきました。やっぱりある程度根本的に変えていこうということで、今回、屋根止めのほうで予算を持たせる。

ただ、今金元議員おっしゃるとおり、それをして下に仮設をせずにもし落ちてきた場合、やっぱりということで今年度に限り、その屋根のそれと仮設のそこはもう一回させてもらわないと。設計上はもう大丈夫とは言われているんですが、一緒な考えで本当に大丈夫か。落差も結構ありますので、もし少しの雪でも下に人がいるときに、それが落ちてきたときに大変なことになりますので、1年間は本当に雪が落ちないかどうかをちょっと確認させてほしいなという思いがあります。

当初で仮設の予算80万円ほど。——じゃ、これ専決か何かでちょっとまた。なぜかという、僕もこれ、今、80万円持っている僕ちょっと思い込んでいたんで、足りない部分はちょっとやらせていただきたいなと思っていたんですが、ちょっと僕、これも金元議員と同じ思いがありますので、ちょっとまたこれ考えさせてください。

ただ、これは、この工事はさせていただきますので。

○議長（中村勘太郎君） 何かあってからでは遅いです。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、消防本部関係、32ページから33ページを行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（坪田 満君） それでは、消防本部関係の説明をさせていただきます。

予算説明書32ページ右側をお願いいたします。

防災対策推進事業、これにつきましては毎年度お願いしてございます。町内15地区より消防ホースや消火栓ハンドル等、消防施設整備補助金を交付するため、予算計上をお願いするものでございます。これは、毎年度、5月31日までの地区要望の受付を行いまして、整備の補助をしておるものでございます。

なお、当初でも整備をしておりまして補助金を交付しておりまして、当初につきましては6地区、今年度につきましては21地区からの要望で交付をさせていただきたいと思っております。

続きまして、予算説明書33ページ左側をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策事業、救急資機材359万円につきましては、有効な救命処置を行うため、自動心臓マッサージ器を整備し、コロナ禍での救急隊員への感染リスクの軽減を図りたく、予算計上をお願いするものでございます。

なお、今回のこの自動心臓マッサージ器につきましては、現在、整備製作中の救急車に積載したいと考えてございます。

最後に、右側、非常備消防事務諸経費56万3,000円につきましては、消防団員の公務災害防止のための救助用半長靴73足を整備するため、予算計上をお願いするものでございます。この整備は、令和4年度消防団員安全装備品整備等助成事業を活用いたします。これにつきましては、10割の助成となつてござ

います。

なお、この半長靴の整備につきましては、3年計画で本年度が最後の年度となっております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

7番、質疑ありますか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 32ページの右側ですが、事業の内容のところで集落消防施設整備補助金ということで、102万6,000円入っているんですね。この内容はというと、この下の3つになるわけですか。

だとしたら、その内訳を教えてください。これに幾つ、幾ら幾ら。合計で102万と。地区はいいですけど、この3つをどういう配分になっているかというだけ。どういう資機材でどういう配分になっているかということだけ。どの地区に。

例えば各集落消防施設整備費が幾ら、次の各集落消防設備、82万の消防用ホース更新。

○議長（中村勘太郎君） 消防長。

○消防長（坪田 満君） 今、15地区ございますので、品目的に数を挙げると、正直言いまして結構な数になります。それで、この数字につきましては、後ほど。

全部言います？

15地区述べさせていただきます。

まず、山王地区、こちらにつきましては消防用ホース2本、ホース格納箱1基。続きまして浅見地区、消防用ホース2本。続きまして芝原1丁目区、ホース格納箱2基。市荒川区、ホース格納箱1基、格納箱用コンクリートの脚1セット。芝原2丁目区、消防用ホース8本、ホース格納箱1基、ホース格納箱ステンレス製2基、ホース格納箱コンクリート脚3セット。芝原3丁目区、消防用ホース6本、ホース格納箱3基、ホース格納箱用コンクリート脚3セット、管槍1本、スタンドパイプ1本。続きまして神明1丁目区、消防用ホース6本。東諏訪間区、消防用ホース4本。志比塚区、消防用ホース7本。下浄法寺区、ホース格納箱用ステンレス脚1セット。東古市区、消防用ホース9本、ホース格納箱3基、ホース格納箱用コンクリート脚3セット、管槍6本、地下式ハンドル1本。下合月区、消防用ホース6本、ホース格納箱3基、管槍1本。轟区、ホース格納箱用コンクリ

ート脚1セット。栗住波区、ホース格納箱1基。野中区、ホース格納箱用コンクリート1脚セット。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これより総括質疑を許可いたします。  
質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 僕、福祉課のところでもちょっと質問させていただきましたが、いわゆる介護関係の施設については本当に経営が非常に苦しい状況が伝わってきています。長引くコロナ禍の中で本当にデイサービスなんかの受入れなんかも含めて不定期になる。職員や、また関係者にコロナが発生すると営業そのものが難しくなる。そういう中で大変な状況があると思っています。

こういう調査とか、そういうこともそれなりに考えているということで答弁あったんですが、やっぱり眺めているだけでは、ちょっとなかなか難しい状況にあるのかなと思うので、その辺町長も率直にどう思うのか、またどう体制していくつもりでいらっしゃるのかというのだけ、聞いておきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） おっしゃるとおり、介護の中でコロナが発生して、福祉に従事されている皆さんが、クラスターで出ることができない。ただ、そこにはしっかりとお世話が必要な方もいるということで、今いろんな大変な状況を見ています。

今、一回本当にちゃんとしっかり調査させて、議員の提案もありますし、しっかり改めて調査させていただきます。

国、県はどういった支援をしているのか。その全体的を見た中で、もう一つは永平寺町内の現状、それも併せて一回ちょっと皆さんのお話を聞かせていただきたいなと思いますので、ご指摘ありがとうございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第51号について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りいたします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第51号の第1審議を終わります。

～日程第3 議案第52号 令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第3、議案第52号、令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について。

これより第1審議を行います。

令和4年度9月補正予算説明書34ページから35ページを行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） それでは、国民健康保険事業特別会計の補正予算の内容についてご説明いたします。

予算説明書の35ページをお願いいたします。

まず、左側、一般管理費の委託料16万5,000円について、でございます。令和4年度より子育て世帯の経済的負担を軽減するために、未就学児に係る均等割額の5割軽減が実施されているところでございます。この軽減分につきまして、今後、負担金として交付申請することになるんですが、この交付申請をするに当たり、国保事業報告システム、このシステムを通じて申請するんですけども、このシステムの改修が必要になるということで、その改修費用を計上するものでございます。

なお、財源としましては、今回、一般会計からの繰入金となっておりますが、その財源はその繰入金自体の原資は国の特別調整交付金ですので、全額国の交付金でこの改修も実施するというものでございます。

次に、右側の新型コロナウイルス感染症、症病手当7万1,000円につきましては、コロナ感染による症病手当の支給について特別調整交付金による措置が令和4年度においても延長されたため、本年度の支給分を3件と見込んで計上するものでございます。

現在の内容としましては、延長されているのは令和4年9月30日までにコロナに感染してお仕事を休まれる方というふうになっておりますが、この期限につきましては、これまでもずっと3か月単位で延長されているものでありますので、今後も対象期間が延長されるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） いわゆる国民健康保険税の中の、個人割といいますか均等割の変更、未就学児にのみ実施されることになりました。ただ、国は子どもさんたちの医療費の無料化は、一切受け付けず拒否続けているのに、国保のこのところにだけ子育て支援ということで、減免をすることになったんですね。

ある意味、国にしてみればこっちのほうの方が重要だなんて捉え方もできるのかなと、私は思っているんですが、単に未就学児だけでなしに、わざわざシステム改修するなら、あわせて町独自の減免も含めてこのシステム改修のときにやってはいかがですか。そういうことはお考えでないですか。

それに、特に今、国民健康保険、コロナ禍もあって医療費が結構伸び、給料が伸び悩んでいると思うんですね。これは喜んでいいのか悲しんでいいのかもちょっと分かりませんが、そういう中で来年度見直すというんなら、そういうことも含めて、今このシステム改修のところで入れることなんかを考えたらいいのではないかと思います。いかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 今回、国の対応として未就学児の均等割5割軽減がということで、それに対応していくためのシステム改修でございます。

今ご意見ございましたとおり、保険税の税率改定、次が5年、6年からの分について今年度中に税率改定の作業を行うということになっておりますので、そういったご意見も踏まえまして、また今は保険の医療費の状況とか、そういう状況の調査を行っているところでございますが、実際、今税率改定の中でそういうお話も、例えば審議会の委員さんからも出てくることは十分考えられますので、その点もちょっと頭に入れながら対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第52号について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第52号の第1審議を終わります。

～日程第4 議案第53号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第4、議案第53号、令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について。

これより第1審議を行います。

令和4年度9月補正予算説明書36ページから37ページを行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(木村勇樹君) それでは、37ページ左側をお願いいたします。

償還金でございます。6,868万7,000円ですが、毎年度、前年度実績を基に申請した金額が国の内示を得て交付を得て実績報告を提出し、翌年度に過不足を精算するという形を取っております。

令和3年度はコロナ禍にありまして、特に介護給付費の見込み21億5,800万、これの約34%を占める居宅介護サービス費、これが決算比較でいきますと91%と9%ほど落ち込みました。7億2,000万円のところ6億5,700万辺りですね。これまでに給付費が落ち込んだということです。状況としましては、感染に対する用心ということで利用を控えたこと、それと事業所の休止ということも影響しております。

内訳を申し上げますが、訪問介護が300万円の減、通所介護が1,600万円の減、通所リハビリが200万円の減、ショートステイが1,250万円の減、特定施設入居者生活介護サービス費、これが460万円の減ということで、給付

費が伸びなかったということになります。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、質疑を終わります。

議案第53号について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りいたします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第53号の第1審議を終わります。

～日程第5 議案第54号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第5、議案第54号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

これより第1審議を行います。

令和4年度9月補正予算説明書38ページから39ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、39ページをお願いいたします。

土地測量登記委託料79万9,000円につきましては、今から約26年前の平成8年に上志比東部地区農業集落排水処理場の用地について、上志比村と土地所有者2名が売買契約を締結し、上志比村が売買代金を支払っております。しかしながら、購入した土地の分筆登記及び所有権移転登記を行っておらず、現在も土地所有者の名義のままになっております。

今回、この状態を早急に解消するため、分筆及び所有権移転登記を行うため、増額補正をするものでございます。

なお、歳入につきましては、一般会計繰入金と同額増額しております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） これは相続のときに分かったという話の報告は受けたんですが、鉄塔が建っていたこともあってより複雑になってきた可能性もある。いわゆる線下補償の問題もあったりして、またややこしい面もあるのかなって思わんでもないんですが。

何平米で、あと元の所有者に対してこっちから負担するようなことはないんでしょうねということも、これ以外に費用がかかるということはないんでしょうね。分筆登記するだけのお金の、その確認だけしたいです。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） 今回補正いたします金額につきましては、分筆登記、所有権移転登記のみでございます。ほかに費用はかかりません。

以上です。

○6番（金元直栄君） 何平米なの。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） すいません。2筆ございますが、合わせて2,300平米になります。プラス、もともと鉄塔が建っていた面積ございますので、そこがきっちり地図は作ってないので、図面上で測った平米数合わせますと大体45平米ございますので、トータル2,345平米程度ということでお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 登記してなかったっていうんなら、田んぼでしたら、農地ですから大した税金はかからんと思うんですが、それでも反当たり2,000円から2,500円ぐらいの固定資産税かかっているんでないかと思うんですね。そこらはどうなるんですかね。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） 現在、こちらの売買契約締結後の状態を確認しますと、今回、こちらの敷地用地になっている面積につきましては非課税扱いというふうな形になってございました。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、これで質疑を終わります。

第2審議に付する案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第54号の第1審議を終わります。

～日程第6 議案第55号 令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第6、議案第55号、令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算について。

これより第1審議を行います。

令和4年度9月補正予算説明書40ページの補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） こちらにつきましては、補足説明ございません。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、これで質疑を終わります。

第2審議に付する案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようです。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すること  
に決定いたしました。

これで、議案第55号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時53分 休憩）

---

（午後 2時05分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第7 議案第56号 永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に  
関する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第7、議案第56号、永平寺町過疎地域にお  
ける固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

これより第1審議を行います。

補足説明があれば許可します。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 条例の内容につきましては、全員協議会及び提案理  
由にて説明をさせていただいておりますので、今回、特に補足することはござい  
ません。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 繰り返しになるかもしれませんが、いわゆる課税の免除、固  
定資産税なんかの減免なんかですけれども、いわゆる期間が定められていて、令  
和4年4月1日から令和6年3月30日まで2年間になっているんですね。ここ  
はやっぱりどうしてでしょう。

特にこういう過疎地域指定というのはそこから抜け出すことが大きな課題の一  
つでもある。それは、ある意味、今の時期、奇跡って言われることにつながるの  
かしらんですけれども、そういうことをやっぱり促すとしたら、単に2年のみ  
の指定では国の法律と、言われればそれまでですけれども、その辺の考えがちょ  
っとやっぱり腑に落ちるところがあるんですが、いかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） そのこの期間について、でございますけれども、やはりこの課税免除をした分につきましては、法律の適用でやりますので、75%相当分が普通交付税で補填される。この普通交付税で補填されるものの条件としまして、今回、令和4年4月1日から令和6年3月31日の間に完成、取得していることというのが、条件で付されているところでございます。

この期間につきましては、これまでの状況を確認しておりますと、やはり何年もその期間が延びているといいますか、延長されてきているというところがございます。やはりそもそも町が単独でやって、なかなかその分の税収がないというところも、税務部門としてはちょっと気になるところではございますので、今回は国のその補填期間がある、2年間で条件にということで条例の制定とさせていただきますのでございます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 分かっているとは思いますが、いわゆる過疎地の地域指定ですわね。あるってことはちょっと大変な地域になったっていう位置づけになるわけで、そうなってくるとそこをどうしていこうかと。その地域振興をどうしていこうか、ということを考える場合、僕はこの条例の内容ですと期間は限定されていても、次々と期間が延びてきたという経過はあるにしても、2年という次元措置みたいなやり方ってというのは、指定されることが非常に重いというのか、何かちょっと違った意味に取られてしまうような内容があるから2年とつけているわけです。それぐらい、ちょっと言うたら悪いですけども、少し何かプレミアみたいなのを付けないと、駄目なのかということがちょっと気になるんですね。

こういう過疎地指定で法律、過疎地の指定の内容そのものも見直していくという、話は説明の中で受けましたけど、それはこれからの話ですから、このことを考えるとこの期間限定の意味ってというのは、この過疎地の地域の指定とちょっと意味が分からなくなって、私は率直に思うんです。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 考え方の一つとしましては、逆に2年間というふうに限定といいますか、定めてということで、民間の方にもし来ていただけるんなら、早いうちに行かなあかんということで、取組を早くしていただくという面もあるのかなというふうに考えているところではございます。

あくまでも、重ねてですが、今回、過疎地域の指定を受けて、この普通交付税

で補填される範囲内ということで、税務部門としては今回過疎地域の産業振興を図っていく上で税の面から何かお手伝いできることということで条例として上げたものでございます。

プレミアとかという話ございましたが、さらに何か特典といえますか、そういったものをつけようとするすと、あくまでそれは町単独で持つ措置と、いうことになっていきますので、そういったことにつきましては、また実際この計画に基づき一度お話の取りまとめ、を行っている総合政策課ですとか、あと実際企業さんとか、事業者の方の窓口でお話を聞くようになる商工観光課さんとか、そういったところからお話があるかなというように思いますので、当然、そういった中で町として単独でまた何かつけなければいけない、ということにつきましては完全に否定するものではないと思っておりますので、検討については頭の中に入れていきたいというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） もう1点ちょっと気になるのは、企業誘致条例でしたっけ、との絡みではあそこも固定資産の減免なんかが出てくるので、それとの絡みで言うと、ただこっちでは減免されるよと言ったら、それがかぶさるとかいうところの問題ではどう捉えたらいいんですかね。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これは物すごく上志比地区ではいい制度だと思っております。もちろん、今、ここの認定されたこの4業種でしたっけ。製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、旅館業。上志比ですと、やっぱり最近ちょっとお話しさせていただいています農振除外と農転がありますので、やっぱりどうしても短くても1年ぐらいかかってしまう。

今、それは新しく建てる場合、またこれも2年切ってありますが、またずっと延長していただければいいかなと。それは国の考えになりますけど、そういった期待を持ちつつ。

もう一つ、これがいいのは設備投資。この既存の今の上志比で商売されているこの4業種の方が、500万円以上の設備投資をされた場合の固定資産税も対象になっている。これ物すごくやっぱり上志比地区で商売がしやすくなった、投資がしやすい一つの環境になるのかなというふうに思います。

今、こういうふうにしっかり定めると、商工会、金融機関もこういったので併せてこのエリアではこういった特典が受けられますよというのも出ますので、

そういった点でもこの条例ですか、これは有効に活用できるかなというふうに思っておりますので、また建物を新規に建てるだけじゃなくて、今それにも使えるということをご理解いただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、これで質疑を終わります。

第2審議に付する案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第56号の第1審議を終わります。

～日程第8 議案第57号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第8、議案第57号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これより第1審議を行います。

補足説明があれば許可します。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） この議案につきましては、提案理由の説明並びに全協のご説明のほかには補足説明はございませんので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） この条例は恐らく対象者を増やすという目的があるんじゃないかと想像するんですが、今どのぐらいの対象者がいて、これをするとどのぐらい対象者が増えるか、それを教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 具体的にどのぐらい増えるかということについてはちょっと何とも言えないところあります。あくまでも出産があったことに対して育児休業を取得するという。その取得する要件を要は幅を広げた。回数を増やす。そういう緩和するということが目的なので、これによって何人対象が増えるか等については、ちょっと今のところは何とも言えないと。あくまでも出産という現実が起きたときに発生するということなのでご理解ください。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、これで質疑を終わります。

第2審議に付する案件ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第57号の第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 2時18分 休憩）

---

（午後 2時18分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日9月9日から13日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、明日9月9日から13日までを休会といたします。

なお、9月13日は午前9時より総務産業建設常任委員会を、午後1時より教育民生常任委員会を開催します。

9月14日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

（午後 2時19分 散会）